

アイヌと"アイヌ"

1 デマゴギー

Ver. 2019-11-29

宮下英明 著



本書について

本書は、

<http://m-ac.jp/>

のサイトで書き下ろしている『アイヌと "アイヌ"』を PDF 文書の形に改めたものです。

文中の青色文字列は、ウェブページへのリンクであることを示しています。

目次

0 導入	2
はじめに	3
1 アイヌ 対 "アイヌ"	6
1.1 定義	7
1.1.1 アイヌ：アイヌ文化を生きた者	8
1.1.2 "アイヌ"：アイヌ終焉後「アイヌ」自称者	14
1.2 妄想「アイヌの系統」	15
1.2.0 要旨	16
1.2.1「アイヌの形質の系統」	17
1.2.2「アイヌのDNA型」	18
1.2.3「アイヌ語の系統」	20
1.3 "アイヌ"のアイデンティティ——自滅の立論	22
1.3.0 要旨	23
1.3.1「アイヌの末裔」	24
1.3.2「アイヌの血」	25
1.3.3「アイヌの身体的特徴」	26
1.3.4「アイヌ民族」	29
1.4「アイヌ」偽装	31
1.4.0 要旨	32
1.4.1「アイヌ学者」による権威づけ	33
1.4.2 マスコミによる雰囲気醸成	36
1.5 虚言「アイヌ＝北海道先住民」のトリック	37
1.5.1「学者間では常識」	38
1.5.2「交易の民」	39
1.5.3「アイヌ民族」	41
2 "アイヌ"問題	44
2.0 要旨	45
2.1「アイヌの代表」	46
2.1.0 要旨	47
2.1.1「アイヌの代表」僭称	48
2.1.2「アイヌ協会」	49
2.1.3 イデオロギー	53
2.2 デマゴギー	57
2.2.0 要旨	58
2.2.1 怨念	59
2.2.2 <敵をやっつける>イデオロギー	63
2.2.3 デマゴギーの図式蓄	64
2.3 言論攻撃	70
2.3.1『アイヌ民族誌』/更科源蔵	71
2.3.2『アイヌ史資料集』/河野本道	72
2.3.3 平凡社百科事典「アイヌ」/知里真志保	78

2.3.4 結城庄司・太田竜・新谷行の宣言	81
2.4 賠償要求	85
2.4.1「アイヌモシリ」立論	86
2.4.2 自滅	89
2.5 利権	91
2.2.0 要旨	92
2.6 民族主義	93
2.6.0 要旨	94
2.6.1 民族主義を国が認定	95
2.6.2 アイヌ民族主義の誘導元：文化人類学者	96

アイヌ と "アイヌ"

1 デマゴギー

0 導入

はじめに

はじめに

今日「アイヌ」の語は、二つの別のものを指すことばになっている。

一つは、これが「アイヌ」の本来の意味であるが、アイヌ文化を生きた者である。

本論考は、「アイヌ」の語をこの意味で用いる

アイヌ文化は、明治新体制を以て終焉となる。

したがって、アイヌは終焉した存在である。

もう一つは、アイヌ終焉後に「アイヌ」を自称する者である。

アイヌは存在しないから、この自称は<考え違い>ないし<僭称>ということになる。

本論考は、彼らをアイヌと区別するために、"アイヌ"の語を用いる。

「アイヌ」自称のパフォーマンスは、それ自体、運動（キャンペーン）である。

そしてこれを利用しようとする者が現れる。

"アイヌ"は彼らとつながり、新たな運動がつくられていく。

"アイヌ"を利用しようとする者は、2タイプになる。

一つは、<貧窮者・被抑圧者を生む体制を倒す>イデオロギーの者——俗に言う「左翼」——である。

もう一つは、営利を求める者——俗に言う「利権」——である。

"アイヌ"と彼らは、さらにマスコミとつながる。

そしてこの大きくなった系は、「アイヌはここにいる」を大々的にキャンペーンする。

このキャンペーンは、アイヌの隠蔽になる。

ひとは、"アイヌ"キャンペーンから「アイヌ」を教えられる。

ひとは、<アイヌを知る>ということがあるのを知らない者になる。

"アイヌ"キャンペーンは、今日、「アイヌ民族」キャンペーンに進化している。

これは、左翼と利権と政治の止揚が成った形である。

学术界も、この流れに加わる。

実際、いま「アイヌ民族」宣伝の最も大きな看板を掲げているところが、北海道大学である。

本論考は、〈アイヌを知る〉があることを、ひとに知らせようとするものである。

"アイヌ" キャンペーンが教えようとしてくる「アイヌ」は、アイヌではない。本論考の趣旨は、「学問のすすめ」である。

本論考は、デジタルドキュメントのメリットを活用する。

そのメリットは、《紙幅がコストにならない》である。

本論考は、文献の引用を多用する。

これは、読者個々で〈アイヌを知る〉の展開が成るようにするためである。

『アイヌと"アイヌ"』の標題のこの論考は、入門書ふうコンパクトにするやり方もあったが、「ある程度の大部はやむなし」で行くことにした。

1 アイヌ 対 "アイヌ"

1.1 定義

1.2 妄想「アイヌの系統」

1.3 "アイヌ" のアイデンティティ ——自滅の立論

1.4 「アイヌ」偽装

1.5 虚言「アイヌ＝北海道先住民」のトリック

1.1 定義

1.1.1 アイヌ：アイヌ文化を生きた者

1.1.2 "アイヌ": アイヌ終焉後「アイヌ」自称者

1.1.1 アイヌ：アイヌ文化を生きた者

アイヌとは、アイヌ文化を生きた者のことである。

「生きた」と過去形になっているのは、アイヌは終焉した存在だからである。

「アイヌ」は、「人種」のようにイメージするものではない。

外からアイヌの集団に入り、そのままアイヌの生活をするようになった者は、アイヌである。

アイヌの集団から外に出てアイヌの生活を捨てた者は、アイヌではない。

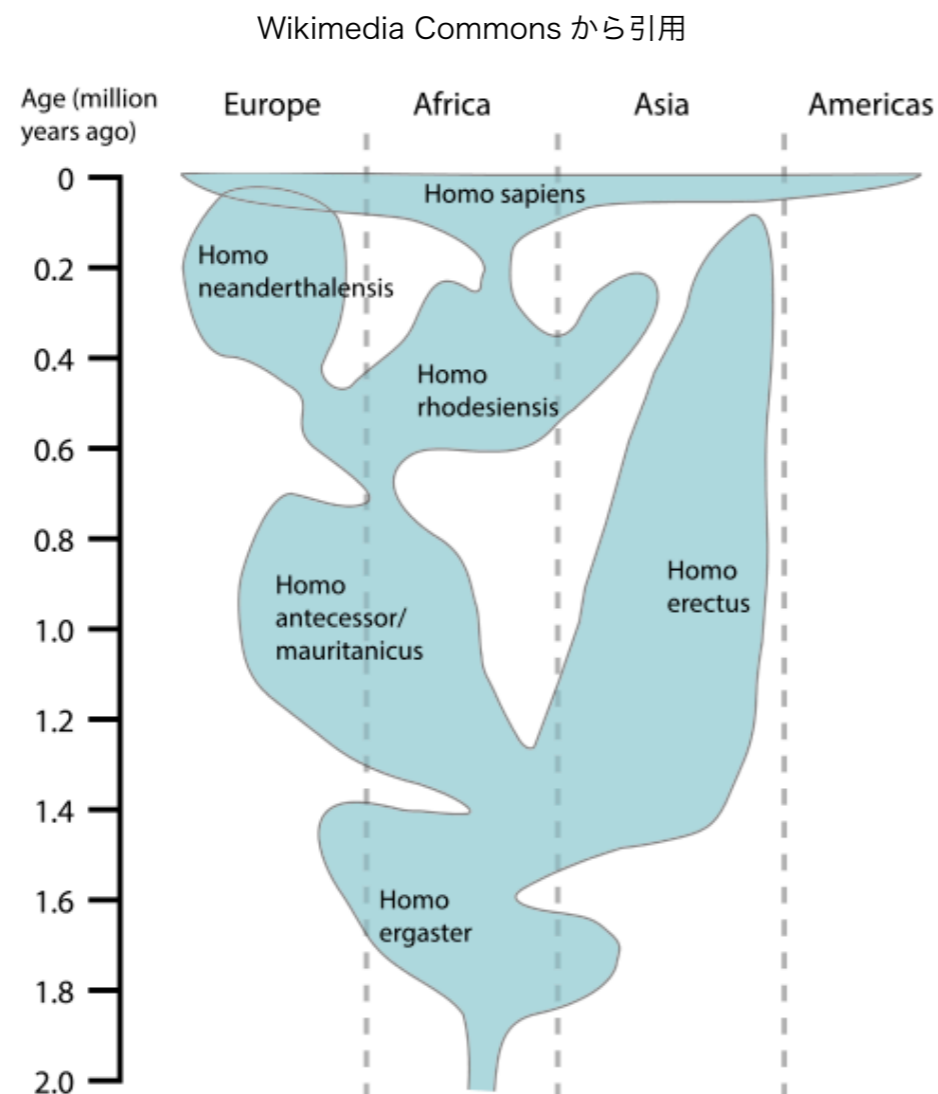
強いて「アイヌの種は？」を問うならば、アイヌはホモ・サピエンスである。

アイヌの格好をした生物が、突然北海道に生じたわけではない。

アイヌの先祖溯行をすれば、北海道の外のホモ・サピエンスになる。

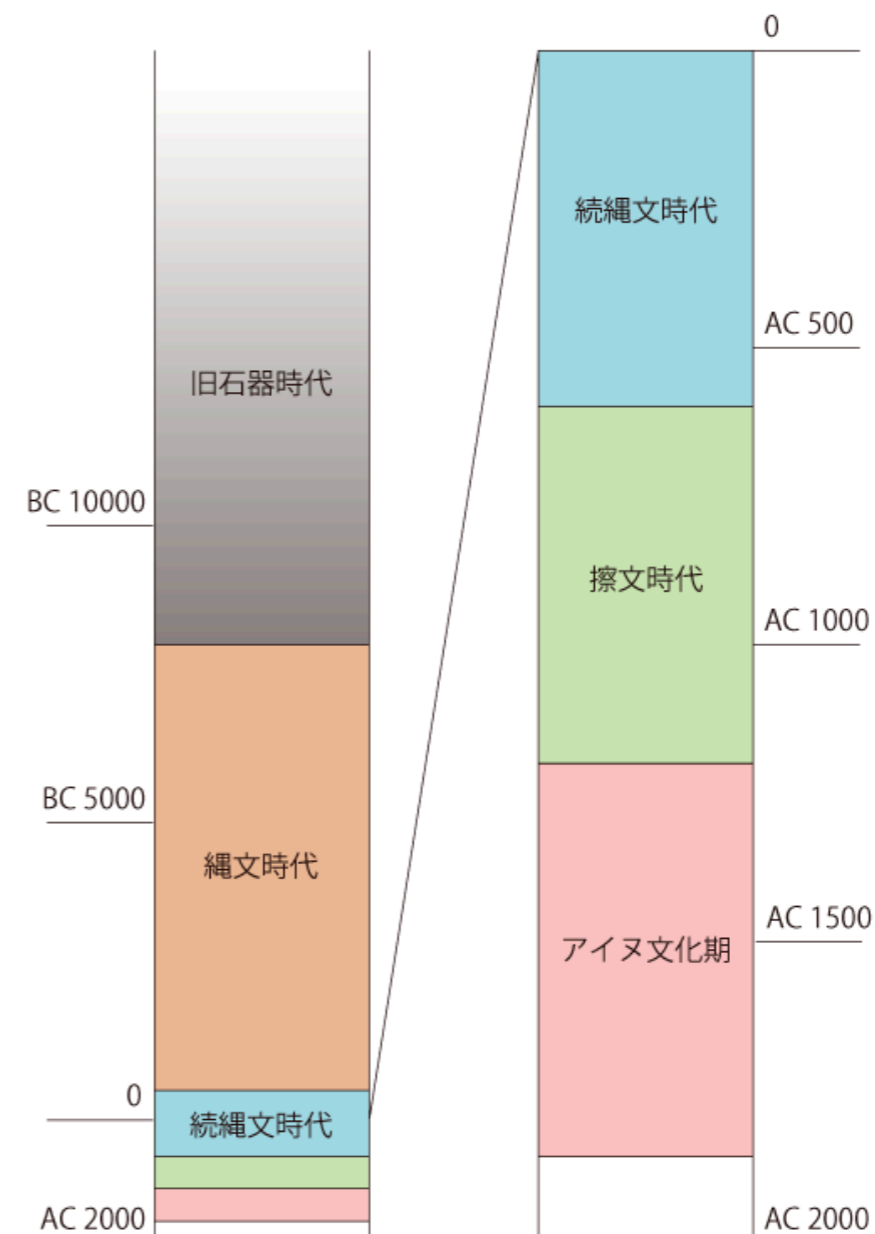
また、土器や石器の文化のホモ・サピエンスになる。

ホモ・サピエンスとは、つぎのように定位されるものである：



そしてアイヌ文化とは、つぎのように定位されるものである：

北海道時代区分図
(北海道にホモ・サピエンスが入ったのは BC 20000(?))



ここで、「北海道時代区分図」を見るときに注意を述べておく。

これは「先祖図」ではない！

どの時にも、＜北海道に入ってくる者・北海道から出て行く者＞の人の移動がある。そして、今に至らず途中で断絶した系統がある。

一般に、時代区分図は「わたしの体の時代区分図」のように見るとよい。

——「わたしの体の時代区分図」は、体の細胞・胃の中身・寄生微生物等々の先祖図ではない。

要点は、＜形式＞と＜内容＞の区別である。

つぎは、この区別ができていない例である：

瀬川拓郎 (2007), pp.15,16

北海道の考古学では、あとで説明する古代の「擦文文化」以降、つまり中近世の遺跡からみつかれる物質文化（鉄鍋・漆塗椀・儀礼具の捧酒箸・骨角製狩猟具・サケ捕獲用の鈎鉈・平地住居・足を伸ばした埋葬姿勢の土葬墓など）の組みあわせを「アイヌ文化」とよんでいる。

この物質文化は、アイヌの自製品にとどまらず本州や大陸からの移入品もふくんでいる。

さらにこの考古学的な「アイヌ文化」は、時代区分の名称ともなってきた。

つまり縄文文化の続いた時代が縄文時代であるように、アイヌ文化が続いた時代はアイヌ時代ということになる。

だが、この考古学的文化の命名が適切といいがたいことは、考古学の専門家でなくても理解できるだろう。

ひとつは、アイヌの伝統的な生活様式を指す「アイヌ文化」と考古学的概念の「アイヌ文化」が同じ名称であること、もうひとつは考古学的な文化に集団名称を冠していることだ。

たとえば、日本の弥生時代や古墳時代を「日本人時代(文化)」とよんでいる状況を想像してみたい。

アイヌ文化が続いた時代を「アイヌ時代」ではなく、実際には多くの場合「アイヌ文化期」とよんでいるのも、「アイヌ時代」と直接的によぶことから生じる混乱をできるだけ小さくしようという、私をふくめた考古学関係者の無意識の心理作用といえなくもないが、もちろんそれで問題が解決するわけではない。

考古学的な「アイヌ文化」はほかの用語に変更されるのがのぞましい。

……

では「ニブタニ文化」ではどうだろうか。

日高の平取町にある二風谷遺跡は、中世から近世のアイヌ集落が広域に調査されたはじめての例だ。

近世アイヌの住居（チセ）につながる平地住居が確認される一方、古代の擦文文化との関係が考えられる竪穴住居も確認され、さらに豊富な鉄製品や漆器が出土するなど、擦文文化以降の暮らしの一端が明らかになった。

その記念碑的な意味をこめて、この遺跡に集約された物質文化要素の総体を「ニブタニ文化」とよぶのはどうだろうか。

これはアイヌ文化伝承の聖地とされる二風谷の地名を取りこむことにもなり、それをカタカナ表記にすることで、固有地名としての「二風谷」にしばられない普遍的なイメージももたせられるだろう。

論者は、「アイヌ」があって「アイヌ文化」がある、と思っているわけである。正しいのは、「アイヌ文化」があって「アイヌ」がある、である。本論考で何度も述べることになるが、「アイヌ文化」を生きた者が「アイヌ」である。

今日「アイヌ学者」は、「アイヌ民族」を立てる。

これは、＜北海道に太古から綿々と続いてきた血統集団＞を想っていて、それを「アイヌ」にしているわけである。

「移動」「系統」「文化」の意味がわかっていないわけである。

→『アイヌの系統』

実際、彼らは、「アイヌの頭蓋骨の形態」だとか「縄文人のDNA型」のようなことを言い出す。

「人種」を立てるわけである。

これは、形質人類学の部類の発想である。

形質人類学は、文化に「人種」を結びつける。

そして、軽薄（無邪気？）に「〇〇人」を立てる。

この形質人類学は、エセ科学である。

瀬川拓郎 (2007), pp.18,19

アイヌの歴史にかんして寄せられる最大の疑問は、かれらがどこからきたのか、つまりアイヌの系統問題だ。

古いヒトの形質を研究する学問は、形質人類学や自然人類学などとよばれ、歴史学である考古学とはちがって自然科学に属する（註）。骨の形態学的な研究が主流だが、一九七〇年代以降はミトコンドリアDNAなど遺伝子研究もおこなわれてきている。

アイヌの系統については、石器時代人（縄文人）がアイヌか、あるいは非アイヌ（コロポツクル）か、という論争が明治時代からおこなわれてきた。

しかしその後は、縄文人とアイヌは形質的にちがったものとする考えが主流を占め、一九五〇年代まではコーカソイド（白人）説が世界的に受け入れられていた。

ところが一九六〇年代に入ると、縄文人骨とアイヌの共通性が埴原

和郎や元国立科学博物館の山口敏らによってあらためて認識され、アイヌが日本人の成り立ちに深くかかわっていると考えられるようになった。

現在では、アイヌは縄文人の子孫であるという認識が常識化しているが、意外にもその説の歴史はまだ浅い。

では、この縄文人のルーツはどのようなものか。

国立歴史民俗博物館の藤尾慎一郎は、形質人類学・分子人類学・考古学・古動物群・古地理の成果を総合的に検討し、縄文人の先祖である後期旧石器人がどこからきたのか、次のようにのべている。

更新世の終わりころまでに、後期更新世人類が東アジアや東南アジアから西・南回りのルートで陸橋を通過して日本に到達した。

その後、この子孫が列島全体にひろがり縄文人となった。

ただし更新世の終わりころに寒冷地適応を遂げた北方モンゴロイドが北回りで移住し、縄文人の形質に影響を与えた可能性があるという。

つまりアイヌは、基本的には東南アジアや東アジアから日本列島にやってきた後期更新世人類の子孫ということになる。

ただし頭蓋骨の形態学的な分析では、アイヌと東南アジアの人びとの関係は、アイヌと北方モンゴロイドの関係よりもさらに疎遠であるとの結果がえられた事例がある。

また、アイヌと北方モンゴロイドの深いつながりを示す遺伝学的な研究結果もあって、簡単ではないようだ。

本書でのべるように、アイヌの先祖である古代の擦文人は、サハリンから道東オホーツク海沿岸に南下してきた北方モンゴロイドの「オホーツク文化」人を同化していった。

北海道アイヌの骨の形態は道東と道西で差が大きく、とくにオホーツク海沿岸のアイヌは顔面頭蓋の幅も高さも大きいという地域差をみせていたが、琉球大学の石田肇らが指摘するように、これは古代におけるオホーツク人の同化がかかわっているのだろう。

アイヌや縄文人、あるいは後期旧石器人が、それぞれ純粋に固有の形質を保ってきたわけではない。

論者は「古いヒトの形質を研究する学問は、形質人類学や自然人類学などとよばれ、歴史学である考古学とはちがって自然科学に属する。」と述べているが、これは誤りである。

形質人類学は、自然科学を装った考古学である。

引用文献

- ・瀬川拓郎 (2007) : 『アイヌの歴史——海と宝のノマド』(講談社選書メチエ), 講談社, 2007.

1.1.2 "アイヌ": アイヌ終焉後「アイヌ」自称者

アイヌは、終焉した存在である。

一方、アイヌ系統者——その定義は「アイヌの生活をした先祖が少なくとも1人いる者」——の存在は続く。

アイヌ終焉後、アイヌ系統者のうちから、「アイヌ」を自称する者——自分を「アイヌ」として外に示そうとする者——が現れる。

彼らを、本論者は"アイヌ"と謂う。

この用語の要点は、「アイヌではない」を言うことにある。

"アイヌ"は、アイヌ系統者の極々々一部である。

そして、この割合を減らす一方となる：

- ・"アイヌ"としてすることが無くなる一方
- ・全人口に占めるアイヌ系統者の割合が増える一方
(→ 1.3.1 「アイヌの末裔」)

1.2 妄想「アイヌの系統」

1.2.0 要旨

1.2.1 「アイヌの形質の系統」

1.2.2 「アイヌのDNA型」

1.2.3 「アイヌ語の系統」

1.2.0 要旨

東京の住民を人種として立て、「東京人の形質」「東京人の DNA 型」「東京人の言語」を立てる。

さらに「東京人の系統」を立て、「東京人の形質」「東京人の DNA 型」「東京人の言語」の系統を探ろうとする。

以上は、妄想である。

妄想が妄想を生む妄想の連鎖である。

ひとは、これが妄想であること、妄想の連鎖であること、がわかる。

なぜなら、東京の住民が出自が雑多な人間でなっていることを知っているからである。

アイヌを人種として立て、「アイヌの形質」「アイヌの DNA 型」「アイヌの言語」を立てる。

さらに、「アイヌの系統」を立て、「アイヌの形質」「アイヌの DNA 型」「アイヌの言語」の系統を探ろうとする。

ひとは、これらを妄想とは思わない。

なぜなら、アイヌを人種だと思わされてきているからである。

ひとは、複雑を考えられない / 扱えない。（「複雑」とはひとが考えられない / 扱えないもののことを謂うので、これは同義反復である。）

そこで、複雑なものは、自分の考えられる / 扱えるものに代える。

出自が雑多なものの集合は、複雑である。

この集合の系統をもし考えるとすれば、それは集合の員の系統の総合ということになる。

これは、複雑の極みになる。

「アイヌの系統」とは、言い出せば、このようなものである。

ひとは、複雑の極みの「アイヌの系統」を考えられない。

そこでひとは、アイヌを人種のことにする。

ここで「ひと」と謂っているのは、「学者」も含めてである。

「学者」とは、自分の研究と定めたものをコツコツやる者のことである。

<自分の研究と定めたものをコツコツやる>には、<妄想に囚われて>の部類もある。

そしてこの部類が、むしろ殆どである。

1.2.1 「アイヌの形質の系統」

「アイヌの形質」というものはない。

よって、つぎのような研究はあり得ない：

「アイヌの形質をもとにしてアイヌの系統を明らかにする
——そのために先ずアイヌの形質を明らかにする」

しかし、このような研究がかつてあった。

その研究分野は、称えれば「形質アイヌ学」ということになるが、大分野名は「形質人類学」である。

「形質人類学」は、疑似科学である。

これは、「生物進化」がまだよくわかっていない時代の産物である。

註：児玉作左衛門のアイヌ人骨蒐集は、コンプライアンス問題として取り上げられるのが専らであるが、それは科学の観点からも意味の無いものである。

1.2.2 「アイヌのDNA型」

「アイヌのDNA型」というものはない。——妄想である。

「アイヌのDNA型」を言い出すのは、アイヌとは何かを考えたことのない者である：

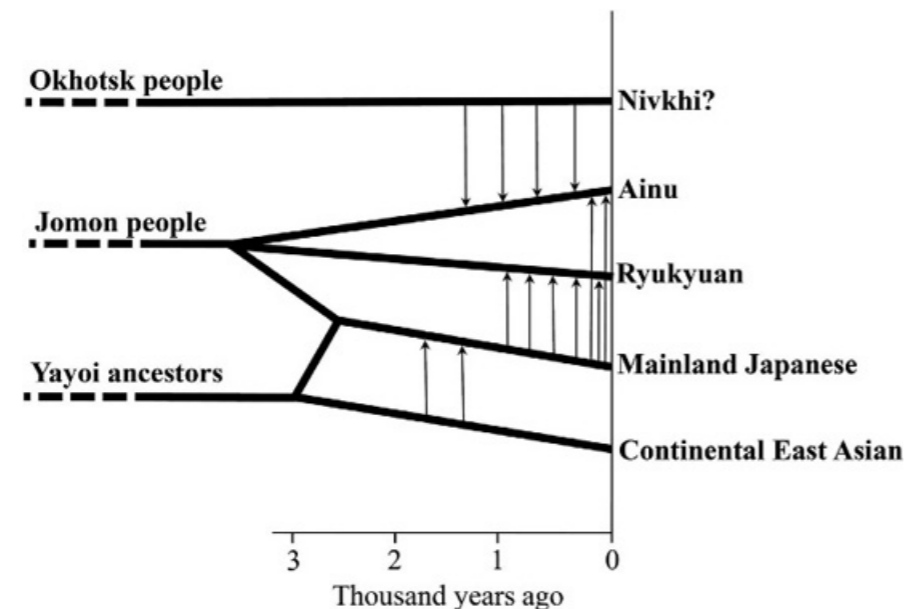
齋藤成也・他 (2012)

今回、研究グループは、ヒトゲノム中の SNP (単一塩基多型) を示す 100 万塩基サイトを一挙に調べることができるシステムを用いて、**アイヌ人 36 個体分**、**琉球人 35 個体分**を含む日本列島人の DNA 分析を行った。……

1 万年以上前から、日本列島には縄文人が広く薄く居住してきたが、3000 年ほど前に大陸からの渡来人 (Yayoi ancestors) が稲作農耕をもたらして、弥生時代が始まった。

その後、九州、四国、本州の本土日本人は旧石器時代、縄文時代以来の先住民と大陸からの渡来民との遺伝子交流がひんぱんに生じたが、北海道を中心に居住していた人々は農耕を受け入れず、独自の文化をその後も維持して、その後アイヌ文化を生み出していった。そのあいだに、北方から渡来したオホーツク人とも遺伝子交流があり、さらに近世以降は本土日本人との遺伝子交流が活発になり、現在にいたっている。

この結果、アイヌ人は縄文的要素をもっとも色濃く伝えている。琉球人は、九州からもたらされた稲作農耕を受容するとともに、本土日本人との遺伝子交流が歴史時代を通じて存在したが、なお縄文時代以来の先住民の DNA を、本土日本人よりは高く保持している。このため、北のアイヌ人からみると、南の琉球人が遺伝的に本土日本人よりも近い状況になっている。



「アイヌ人 36 個体」「琉球人 35 個体」？

はて、「アイヌ人」「琉球人」をどうなふうに決めたのか？

学者としての資質が疑われるこの^{てい}体は、つぎの事情による：

Marks (2002), p.87.

「**遺伝学者は、人類学者が人種が何であるかを決めたと考える。**民族学者は、遺伝学によって正当性が証明された法則が自分の分類に具体化されていると考える。政治家は、自分の偏見が遺伝学の法則によって支持され、形質人類学の発見によって支えられていると信ずる」

引用文献

- ・ 齋藤成也・他 (2012) : 「日本列島 3 人類集団の遺伝的近縁性」, <http://archive.md/zv6Ok2>
 - ・ The history of human populations in the Japanese Archipelago inferred from genome-wide SNP data with a special reference to the Ainu and the Ryukyuan populations (ゲノム規模の SNP データから推論された、アイヌ人と琉球人に特に着目した日本列島人類集団の歴史), Journal of Human Genetics, Nature Publishing Group, 2012 年 11 月 1 日オンライン版
- ・ Marks, Johnathan (2002) : What It Means to be 98% Chimpanzee : Apes, People, and their Genes
 - ・ University of California Press, 2002
 - ・ 長野敬・赤松真紀 [訳] 『98%チンパンジー 分子人類学から見た現代遺伝学』, 青土社, 2004.

1.2.3 「アイヌ語の系統」

集団は、出自・系統が雑多な者で構成される。

集団の言語の契機はいろいろだが、〈員の出自・系統が雑多〉もその一つである。

よって、他の言語に〈似た語彙〉を捜せば、様々な言語が挙がることになる。

また、進化生物学で謂う「収斂進化」も、考慮点になる。

《言語が機能的であるためには、形式は自ずと限られてくる》を考えることになるわけである。

実際、他の言語に〈似た構文法〉を捜せば、様々な言語が挙がることになる。

かくして、方角も真逆な複数地域の言語が、それぞれ「アイヌ語の系統」として挙げられることになる：

村山七郎 (1992)

p.38

1968年8月、金田一京助先生をご自宅に訪れたことがある。その時、次のように述べられた。

「私はアイヌがシベリアのずっと西の方から東進して黒龍江下流に到り、今の河口近くでカラフトに渡り、次いで南下して北海道に達したと思う。」

この見解は、先生の『アイヌ語研究.1 (三省堂 1960年, p.267以下) にも出ているが、そこから部分的に引用して見る。

「……数詞から観たアイヌ民族は……近隣の他の民族とは類似点を見出さない。」

アイヌ語の20進法 (vigesimal system) は南洋のメラネシアのなかに類似者を見出す。しかし、メラネシアでは十以下の数には5進法 (quinary system) をとるが、アイヌはそうではないから、メラネシア語とは異なると先生は見る。

しかし、……

pp.40,41

金田一京助につづいて知里真志保もアイヌ語を北方系と考えていた。……

前述のように、金田一はアイヌの祖先が黒龍江河口からカラフトに渡来し、更に北海道に南下したと見ていたのに対し、知里真志保はカムチャツカ半島の方から千島列島を南下して北海道に渡来したのであると見た。……

いま、アイヌがカムチャツカ方面から千島を通過して南下したという

説について検討して見たい。

……

pp.43,44

アイヌ語の比較研究にとっても重要な資料を多く含む ADD の編者・服部四郎氏はアイヌ語とアルタイ系言語との語彙関係について、ADD p.27, p.28 に、簡単に次のように述べている。

「……永い間隣り合っていたアイヌ語と日本語との間には、借用関係の蓋然性も十分考慮に入れなければならないけれども、実在する形式 (派生形式) が互いに異なり語根が一致している点を見ると、親族関係に起因する類似である蓋然性も十分考慮に入れておかなければならない。……」

p.45

私は三氏とは反対に、アイヌ語と AN [オーストロネシア語] 系言語との深い結び付きに注意を向けた。

私は Gjerdman 及び Sternberg のアイヌ語系統説が大体において正しいと見る。

アイヌ語は、AN系の中で、メラネシア諸語及びニューギニア島の北海岸、東部及びそれに接する島々に行われる Capell (1969年) の言う AN1 と関係が深いように思われる。

台湾及びフィリピンの諸言語とアイヌ語との関係も深いようであり、今後究明されるべきであると考えます。

引用文献

- ・村山七郎 (1992) : 『アイヌ語の起源』, 三一書房, 1992.

1.3 "アイヌ" のアイデンティティ——自滅の立論

1.3.0 要旨

1.3.1 「アイヌの末裔」

1.3.2 「アイヌの血」

1.3.3 「アイヌの身体的特徴」

1.3.4 「アイヌ民族」

1.3.0 要旨

アイヌを自称する "アイヌ" は、この自称を合理化する論を求める。
しかし、終焉した存在をくいまに続く>にしようというわけであるから、も
とより矛盾である。

自分をアイヌにしようとする立論は、ヤブヘビ、自滅になる。

"アイヌ" は、つぎの概念が自分の合理化になると思う：

「アイヌの末裔」

「アイヌの血」

「アイヌの身体的特徴」

「アイヌ民族」

そしてこれを用い、自滅する。

しかし自滅は、《自分が自滅と思う / ひとから自滅と思われる》限りで自滅
である。

"アイヌ" は自滅とっていない。

ひとも、そもそもアイヌとは何かを知らない者であるから、"アイヌ" の自
滅を見抜けない。

1.3.1 「アイヌの末裔」

先祖のうちにアイヌがいることを、アイヌの系統であるという。

「アイヌの系統」の定義は、これの他にはならない。

先祖のうちに一人でもアイヌ——アイヌ文化を生きた者——がいれば、アイヌの系統である。

アイヌ系統者——アイヌの末裔——は、全国に拡散していることになる。

そして、だれにも「アイヌの末裔」の可能性がある。

以下、この理由。

(1) 「系統」の定義

アイヌ系統者は、全人口に占める割合を増やす一方となる：

アイヌ系統者を●(男), ●(女), 非アイヌ系統者を■(男), ■(女) とすると、

- と●の子ども：アイヌ系統者
- と■の子ども：アイヌ系統者
- と●の子ども：アイヌ系統者
- と■の子ども：非アイヌ系統者

(2) 移動

アイヌ系統者(アイヌを含む)で道外に出た者は、何人もいる。

そのうち、道外に棲む異性との間に子をもうけた者は、何人もいる。

そのうち、系統がいまも続いている者は、何人もいる。

彼らの末裔は、道外のあちこちにいることになる。

アイヌが終焉して 100 年余。

彼らの末裔は日本全国——さらに世界中——に拡散している。

1.3.2 「アイヌの血」

ひとは、「血筋」のことばに、「血のバトンリレー」のイメージをもつ。

そこで、つぎの二つを同義に思う：

- 「先祖にアイヌがいる」
- 「アイヌの血が流れている」

しかし、そうはならない。

「血筋」の「血」は、いまの科学のことばで言えば、遺伝子 (DNA) である。

子への遺伝子リレーは、染色体リレー。

ヒトの染色体は 23 対、46 本。

親から子には、父の 23 本と母の 23 本が継がれる。

さて、アイヌ A の「血筋」はどんなふうになるか。

A の子ども B は、A の染色体 23 本を継ぐ。

B の子ども C は、B の染色体 23 本を継ぐ。

この 23 本のうち A の染色体であるものは、確率的に半分、即ち 11 本か 12 本。

同様に、C の子ども D は、A の染色体が 5 本か 6 本。

D の子ども E は、A の染色体が 2 本か 3 本。

E の子ども F は、A の染色体が 1 本か 2 本。

F の子ども G は、A の染色体が 0 本か 1 本。

こうして、6 代より下になると、A の遺伝子をまったく継がない者がほとんどになる。

したがってアイヌ終焉後では、アイヌの血は、アイヌの血がまだ濃い者同士による子づくりによってかるうじて保たれるというものになる。

しかしこんなことはあり得ない。

「先祖にアイヌがいる」と「アイヌの血が流れている」は同義ではない。

現在「アイヌの血」と言えるほどのものを保持しているアイヌ系統者は、ごく少数ということになる。

そしてそのような者も、じき無くなる。

1.3.3 「アイヌの身体的特徴」

ひとは、「アイヌには身体的特徴があり、それがアイヌを直接表しているものだ」の思いを強くもっている。

顔の彫りが深いとか、体が毛深いとかである。

この認識は、誤りである。

アイヌの身体的特徴というものは、無い。

あると思われているのは、つぎのような論が流布しているからである：

瀬川拓郎 (2007), pp.18,19

古いヒトの形質を研究する学問は、形質人類学や自然人類学などよばれ、歴史学である考古学とはちがって自然科学に属する。

骨の形態学的な研究が主流だが、一九七〇年代以降はミトコンドリアDNAなど遺伝子研究もおこなわれてきている。

アイヌの系統については、石器時代人（縄文人）がアイヌか、あるいは非アイヌ（コロポツクル）か、という論争が明治時代からおこなわれてきた。

しかしその後は、縄文人とアイヌは形質的にちがったものとする考えが主流を占め、一九五〇年代まではコーカソイド（白人）説が世界的に受け入れられていた。

ところが一九六〇年代に入ると、縄文人骨とアイヌの共通性が埴原和郎や元国立科学博物館の山口敏らによってあらためて認識され、アイヌが日本人の成り立ちに深くかかわっていると考えられるようになった。

現在では、アイヌは縄文人の子孫であるという認識が常識化しているが、意外にもその説の歴史はまだ浅い。

ひとはこの手の論に対し、つぎの疑問をもつことがない：

彼らがデータをとった「アイヌ」「縄文人」は、どんな資格を以て「アイヌ」「縄文人」なのだろう？

「標準的アイヌ」「標準的縄文人」というのがあるのだろうか？

あるというのなら、彼らは「標準的アイヌ」「標準的縄文人」にうまく行き当たったのだろうか？

知るべし。つぎも「アイヌ」である。

砂沢クラ (1983), p.49

テンラエカシの祖父はロシア人だったので、エカシはロシア人そっくりでした。

目は黒かったのですが、肌は透き通ったピンク色でヒゲは赤く、背も六尺（約一八〇センチ）以上ある大男でした。

山本多助 (1948), p.32

わが一族の古老たちによると、われらの先祖は青森から船出して網走に上陸、その後クシリ（釧路）に定住したのだという。

論者は「古いヒトの形質を研究する学問は、形質人類学や自然人類学などよばれ、歴史学である考古学とはちがって自然科学に属する」と述べているが、これは誤りである。

形質人類学は、自然科学を装った考古学であり、自然科学から見ればエセ科学である。

形質人類学の間違ひは、文化に「人種」を対応させることである。

そして、身体的特徴を以て「人種」を立てることである。

身体的特徴を以て「人種」を立てるのは、ひとの通俗である。

形質人類学は、この通俗にそっくり乗っかる。

自然科学は、形質を以て「人種」を立てるなどということはない。

自然科学（生物学）は、人の形質——これのバラエティ——を「自然選択」で説明する。

例えば、体毛の濃さ。

寒冷地であって薄着で生活する集団は、体毛の濃い個体の割合が増えるかも。

松田伝十郎 (1799), p.94.

子供等は十二、三歳迄も裸躰にて育ち、極寒にも犬の皮一枚を着し、……

種の多様性は、＜かなり近い潜在性＞の上の発現の多様性である。

同一種内の個の多様性は、＜ほぼ同じ潜在性＞の上の発現の多様性である。したがって、環境（土地柄）の反映として、集団の個の特征的形質というものが割と速やかに現れることになる。

また、形質は絶えず変化するものなので、隔たった場所にある二つの集団は、自ずと異なる形質の進化を現すことになる。

進化を悠久の時間の出来事のように思っているとすれば、それは大きな間違

いである。

引用文献

- ・瀬川拓郎 (2007) : 『アイヌの歴史——海と宝のノマド』(講談社選書メチエ), 講談社, 2007.
- ・砂沢クラ (1983) : 『ク スクップ オルシペ 私の一代の話』, 北海道新聞社, 1983
- ・山本多助 (1948) : 「釧路アイヌの系図と伝説」
 - ・チカッブ美恵子編著『森と大地の言い伝え』(北海道新聞社, 2005) 掲載 : pp.21-84
- ・松田伝十郎 (1799) : 『北夷談』
 - ・高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成 第4巻 探検・紀行・地誌 北辺篇』, 三一書房, 1969. pp.77-175

1.3.4 「アイヌ民族」

「アイヌ民族」のことは、ひねくり出したものである。

「アイヌ予算」の根拠法となる「アイヌ法」を立てるために、ひねくり出した。しかし「アイヌ民族」を言い出せば、この存在を訊ねられることになる。——「その集団はどこにどのようなにいる？」

「民族」は、「独自の文化」を含意する。

この「独自」の意味は、「外と差別化しつつ内で共有」である。

「アイヌ民族」を唱えることは、「アイヌ文化を共有する集団が存在している！」を唱えることである。

さて、「アイヌ文化を共有する集団はどこにどのようなにいる？」

このような集団は存在しない。

しかし、ひとは幻想の中に生きるものである。

「アイヌ民族」は、この類の幻想の一つになることに成功した。

即ち、ひとはつぎのように思う：

「アイヌ民族の存在は、自明のことである」

ひとはこんな思い方をするようになるものか？

現になっている。

人は雰囲気で瞞されるのである。

註：この洗脳を使命にしている格好なのが、大手メディアの北海道支局である。

彼らは、地域振興を使命とする。

北海道であれば、特に北海道観光振興を使命とする。

行うことは、「アイヌ民族」キャンペーンである。

ひとはこのメディア攻勢で簡単に洗脳される。

しかし、この騙しには当然報いがある。

「アイヌ文化の継承」を立てていることと矛盾するというのが、それである。アイヌ文化が現在のものなのに「アイヌ文化の継承」って何だ、となるわけである。

実際、「アイヌ民族」を打ち上げたアイヌ観光では、ひとはアイヌを見にくるのであって、アイヌ文化継承者を見にくるのではない：

菅原幸助 (1966), pp.78-88.

すぐそばでリンゴ箱に坐って、ひなたぼっこをしていた老婆に、腕章をかけた旅行案内者が近寄って行った。金を包んだ紙包みを渡し、なにか話していたが、口にいれずみをしたその老婆が、にっこり笑って頭をたてにふると、わらぶき屋根のチセ(家)の窓から中に声をかけた。

「みんなできてよ。ウポポ(アイヌ踊り)をやれとよ」

原色のアイヌ模様のキモノを着て、口にいれずみを墨で書いた女たちが、けだるそうにチセからでてきた。

やがて老婆が先頭になってウポポがはじまった。

ホーイ ホーイ ポロロロ ポロロロ

鳥の声に似た、京愁に満ちた歌と仕草がくりかえされ、女たちは輪になって青空を眺めながら、足や手を動かしている。

旅行者たちが手にしていたパンフレットには「アイヌ民族に伝わる神秘的な踊りを見学」とあったが、ウポポの原形はやつされていて、かなりでたらめな踊りになっていた。けれども、輪になってウポポを見物している観光客に、そんなことが解るはずもない。

この異様な歌声と踊りを見物しているうちに「はるばると海を渡って、北海道まできたのだ」という異国情緒にひたるのかも知れない。

引用文献

・菅原幸助 (1966) : 『現代のアイヌ』, 現文社, 1966.

1.4 「アイヌ」偽装

1.4.0 要旨

1.4.1 「アイヌ学者」による権威づけ

1.4.2 マスコミによる雰囲気醸成

1.4.0 要旨

"アイヌ"陣営による「アイヌ」偽装は、成功している。
 実際、「アイヌ」偽装は体制化し、これへのチェックは遠慮されるものになっている。

この集団心理を表すことばが、「裸の王様」である。
 王様の裸は見えるが、「王様は裸」は口に出すことではない。
 王様の裸を見てしまう者は、王様の裸が見えないふりをする。

<騙される>には、<本当だと思う>と<騙されてやる>の二つがある。
 「アイヌ」偽装に関しては、一般者は<本当だと思う>の方になる。
 「裸の王様」は<騙されてやる>の場合だが、一般者はこれではない。
 一般者は、「アイヌ」偽装の側から発せられることばを聞くだけの者だからである。

一般者は、報道を「真実の報道」のように受け取る。
 彼らは、マスコミの北海道版がする「アイヌ」偽装に騙される者になる。

このことに是非はない。
 これもひとの生態——<これで世の中がうまく回っている>——のうちである。
 特に、<これで経済がうまく回っている>のうちである。

1.4.1 「アイヌ学者」による権威づけ

《嘘を見たら、それにチェックをかける》
 これを役割とするものがある。
 学術である。

Marks (2002), pp.74,75.

人種による分類が生物学的に然るべき裏付けがないと教えることは、17世紀に地球が太陽の周りを回る——太陽が昇り、空を横切り、反対側の地平線に沈むのは誰にもはっきり見えるというのに——と説いたときと同じくらい挑発的になることがある。
 こんなにはっきり目に見えるものを、いったいなぜ否定できるのか。もちろんすべての科学的突破口は、このような通俗的な知恵を否定して、同じデータに対してより新しい分析的な解釈を施すことによって開かれてくるものだ。

「アイヌ」偽装の場合は、アイヌ学がこれにチェックをかける学術ということになる。しかし、アイヌ学者は終焉して久しい。

→『アイヌ学者の終焉』

現に、「アイヌ」偽装の先頭に立つのが、いま「アイヌ学者」ということになっている者たちである。

日本文化人類学会 (2009)

本年7月、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会による報告書が内閣官房長官に提出されました。この報告書について、日本文化人類学会理事会の議を経て、以下の見解を表明します。

1：日本におけるアイヌ政策の推進に向けて、特定の立場に偏ることなく、公平かつ客観的な形でこのような報告書が出されたことを、世界の民族と文化を研究する者として、**私たちは高く評価する。**

2：アイヌ民族について、1989年に日本民族学会（2004年に日本文化人類学会に学会名改称）が「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」を表明し、1996年には当時の内閣官房長官宛に日本民族学会の理事会の名において「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」を表明した。また、2008年には、「政府はアイヌの人々を独自性を有する先

住民族として認めること」などを求める国会決議に向けて、日本文化人類学会会長名でアイヌ民族の権利確立を考える議員の会宛に「日本文化人類学会がこれら二つの文書で表明した立場をそのまま引き継ぎ、堅持していること」を表明した。今回の報告書の中で強調されているアイヌの人々が先住民族であるとの基本的認識の中に、私たちがこれまで表明してきた見解が十分に生かされていると考える。

3：アイヌ政策の展開に当たっての基本的理念として、(ア) アイヌのアイデンティティの尊重、(イ) 多様な文化と民族の共生の尊重、(ウ) 国が主体となった政策の全国的実施、の3つの柱が立てられているが、世界各地の先住民族についての知見を蓄積してきた私たちは、これらの理念が世界の様々な先住民族政策の理念と比較してもきわめて妥当なものであり、積極的に支持すべきものであると考える。また、これらの理念に沿った形で一刻も早く具体的な政策が推進されることを私たちは希望する。

4：具体的な政策の中で、私たちの活動と最も強い結び付きを持つ「教育」と「研究」が取り上げられている。国民の理解の促進のため「教育」活動に関しては、報告書において提言されているように、初等・中等教育においてアイヌの人々も含めた先住民族に関する理解の促進を図るべきである。私たちは、世界各地の先住民族の過去と現在について研究を進めて来た「文化人類学」を公民免許状取得上履修を要する専門科目に追加することを要望してきた。また、先住民族に関する知見が凝集された「民族誌」を地理歴史免許状取得上履修を要する専門科目に追加することを要望してきた。教育の場でアイヌの歴史や文化についての正しい理解を身につけさせるためには、まず第一に、このような方策等によって、教育を担当する教員自身がアイヌの人々が先住民族であるという基本的認識の持つ意味を十分に理解する必要があると考える。「研究」に関しては、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進・充実を図るために、アイヌ研究者養成のために積極的な策を講じることが必要である。そうした研究者には必ずアイヌの人々が含まれなくてはならない。特に、アイヌ文化の展示を行うと同時に、研究者養成機関としての性格もあわせ持つ教育研究拠点を設置し、この拠点を中心に、アイヌ研究に取り組む既存の研究機関を取り込んだ形で研究ネットワークを構築して、研究体制の拡充・強化を図ることが緊急の課題である。また、研究を推進する上では、報告書において提言されているように、アイヌ

の人々との協働が必要不可欠であると考ええる。

5：この報告書で取り上げられたさまざまな問題について、私たちも今後もさらに検討を加え、議論を深めていきたいと考える。

引用文献

- ・ Marks, Johnathan (2002) : What It Means to be 98% Chimpanzee : Apes, People, and their Genes
 ・ University of California Press, 2002
 ・ 長野敬・赤松真紀 [訳] 『98%チンパンジー 分子人類学から見た現代遺伝学』, 青土社, 2004.
- ・ 日本文化人類学会 (2009) : 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」, 2009
<http://www.jasca.org/news/past/ainu2.html>

1.4.2 マスコミによる雰囲気醸成

北海道は、「アイヌ予算」や「アイヌ観光」を、北海道経済の要素にしている。「アイヌ利権」の最大の当事者は、北海道である。

マスコミの地方版は、地方経済振興に自分を役立てることを、務めとする。そこでマスコミの北海道版であれば、「アイヌ利権」推進を務めとすることになる。

こうして、マスコミの北海道版は、「アイヌ利権」の推進になるようなキャンペーンを各種行う。

特に、「アイヌ利権」にとって「アイヌ」は現存していなければならないものであるから、マスコミの北海道版は、「アイヌ」偽装キャンペーンを精一杯努めるところとなる。

このことに是非はない。

マスコミの地方版とは、そのようなものである。

1.5 虚言「アイヌ＝北海道先住民」のトリック

1.5.1 「学者間では常識」

1.5.2 「交易の民」

1.5.3 「アイヌ民族」

1.5.1 「学者間では常識」

瀬川拓郎 (2007), pp.18,19

古いヒトの形質を研究する学問は、形質人類学や自然人類学などとよばれ、歴史学である考古学とはちがって自然科学に属する(註)。**骨の形態学**的な研究が主流だが、一九七〇年代以降は**ミトコンドリア DNA** など遺伝子研究もおこなわれてきている。

アイヌの系統については、石器時代人(縄文人)がアイヌか、あるいは非アイヌ(コロポツクル)か、という論争が明治時代からおこなわれてきた。

しかしその後は、縄文人とアイヌは形質的にちがったものとする考えが主流を占め、一九五〇年代まではコーカソイド(白人)説が世界的に受け入れられていた。

ところが一九六〇年代に入ると、縄文人骨とアイヌの共通性が埴原和郎や元国立科学博物館の山口敏らによってあらためて認識され、アイヌが日本人の成り立ちに深くかかわっていると考えられるようになった。

現在では、**アイヌは縄文人の子孫であるという認識が常識化している**が、意外にもその説の歴史はまだ浅い。

学者が「常識」と言えば、一般者は「本当」と定める。

そこで、ひとに自分を信じさせる方法として「常識」のことばを用いる者も出てくる。

「常識」は、学者の使わないことばである。

「常識」の実際を知っていれば、なおさらである。

その実際は、つぎのものである：

「この指とまれ」にとまる者が何人かいる。

他は、これに係わらない。

「常識」のことばのトリックは、言わずもがなであるが、老婆心から述べておく：

《<係わってこない>を<承認した>にカウントする》

引用文献

- ・瀬川拓郎 (2007) : 『アイヌの歴史——海と宝のノマド』(講談社選書メチエ), 講談社, 2007.

1.5.2 「交易の民」

「アイヌ＝北海道先住民」のストーリーは、つぎのストーリーになる：

「アイヌは北海道縄文人の系統」

アイヌ文化を成り立たせている事物でアイヌの自前にならないものは、様々ある。そこで、つぎのストーリーをつくらねばならない：

「縄文人はこれらを持つようになった」

それら事物は外から持ち込むものであるから、これはつぎのストーリーになる：

「これらは交易で得た」

それら事物は消費され消耗するものであるから、交易は生活の一部でなければならぬ。かくして、つぎが「アイヌ＝北海道先住民」のストーリーになる：

「縄文人は交易の民となり、

こうしてアイヌ文化期に入っていく」

このストーリーでは、つぎを立論しなければならない：

「縄文人は<交易>という方法を自前で持った」

「アイヌ＝北海道先住民」立論の要点は、「純血」である。

つぎのストーリーは、「純血」を立てられなくするので、却けねばならない：

「先進技術を持った外地人が北海道に渡ってきて、

縄文人を排斥・吸収しつつ、

アイヌ文化を成す」

交易技術は、あくまでも縄文人の自前ということにしなければならぬ。

そこで、つぎのストーリーをつくる：

「縄文人の一部が外地に渡り、

アイヌ文化の素地となるころの文化を身につけ、

北海道に戻る」

「アイヌ＝北海道先住民」は、「純血」イデオロギーである。

これを学術に装うことに腐心するのが、「交易の民」論である：

瀬川拓郎 『アイヌの歴史——海と宝のノマド』, 講談社, 2007.

一般に文化は保守的である。

文化を「進化」の枠組で考えるとき、「保守」が個の「適応」様式になる。

「自然選択」は、保守的な個を選択するのである。

そこで、新しい文化へのシフトは、つぎの形で起こると見ることになる：

《外地からやって来た者が、彼らの文化へ先住者を同化する》

一つの地域の文化史は、一つの純血種の文化史ではない。

「系統」の線は、外地と出入りするわ、複雑に絡み合うわで、想像もかなわぬものである。

1.5.3 「アイヌ民族」

「アイヌ＝北海道先住民」は、科学の議論にこれに乗せれば、たちまち崩れる。

ここに、科学の議論に乗せない方法がある。

「アイヌ民族」を用いるというものである。

「民族」とは、「民族紛争」の「民族」のことである。

「民族」のことばを使うとは、政治の問題にするということである。

このく政治の問題にするの最も大きな舞台が、国連である。

「アイヌ民族」は、国連の名を利用したものである。

アイヌ協会 (1992)

日本のような同化主義の強い産業社会に暮らす先住民族として、アイヌ民族は、さまざまな民族根絶政策（エスノサイド）に対して、国連が先住民族の権利を保障する国際基準を早急に設定するよう要請いたします。

また、先住民族の権利を考慮する伝統が弱いアジア地域の先住民族として、アイヌ民族は、国連が先住民族の権利状況を監視する国際機関を一日も早く確立し、その運営のために各国が積極的な財政措置を講じるよう要請いたします。

実際、国連をたいそうなもののように思う者は、みな「アイヌ民族」のことばを受け入れる者になる。

特に、国の立法が役目の国会議員は、国連を尊重せねばならない立場から、「アイヌ民族」のことばを受け入れねばならない者になる。

学者が籍を置く大学も、同類になる。

「先立つものは金」というわけで、大学は学術よりも政治が優先するところである。

国立大学も、法人化になって、すっかり政治に従属するところとなった：

北海道大学 アイヌ・先住民研究センター HP (2019)

2005年12月に中村睦男・北海道大学総長（当時）は、これまでの本学とアイヌ民族との歴史的経緯を踏まえ、民族の尊厳を尊重しつつ、アイヌをはじめとする先住少数民族に関する全国的・国際的な研究教育を実施することを本学の「責務」として宣言しました。

何をか言わんやである。

引用文献

- ・アイヌ協会 (1992) : 理事長野村義一「国連総会記念演説」,1992-12-10
- ・北海道大学 アイヌ・先住民研究センター HP (2019) :
<https://www.cais.hokudai.ac.jp/aboutcenter/>

2 "アイヌ" 問題

2.0 要旨

2.1 「アイヌの代表」

2.2 デマゴギー

2.3 言論攻撃

2.4 賠償要求

2.5 利権

2.6 民族主義

2.0 要旨

アイヌ系統者は、「自分をアイヌ系統者として現す」について、つぎの二派に分かれる：

- a. アイヌ扱いされることは、「アイヌ特権」不要を込めて、不本意である。よって、自分をアイヌとして現すものは、無くさねばならない。
- b. アイヌ扱いされることは、「アイヌ特権」必要を込めて、本意である。よって、自分をアイヌとして現すものは、無くしてはならない。

後者は、「アイヌ特権」獲得の政治運動に入って行く。

このとき、彼らは敵を立てる。

社会であったり、政治であったり、為政者であったり、特定の個人 / 団体であったり、である。

さらに、敵を<悪>に仕立てる。

ひとに義憤を抱かせ、その者をやっつけるよう仕向ける。

彼らは自分たちの運動を、善が悪を挫く正義の戦いにする。

これらのことは、彼らを感じ・利用しようとする者たちとの協働となる。

そしてこの協働の系は、自己組織化しつつ拡大していく。

——「自己組織化」の意味は「個の思いを超える」である。

この系は、その出自から始め、歪んだ構造の系である。

それは自ずと問題を現していくものになる。

2.1 「アイヌの代表」

2.1.0 要旨

2.1.1 「アイヌの代表」 僭称

2.1.2 「アイヌ協会」

2.1.3 イデオロギー

2.1.0 要旨

"アイヌ" は、自分を「アイヌの代表」に見せ掛ける。

ひとは、この見掛けに瞞される。

"アイヌ" の言動を、アイヌ全体を代表するものであり、アイヌ全体から支持されているものである、と受け取る。

瞞されてしまうのは、アイヌを知らず、アイヌについて考えたこともないからである。

"アイヌ" は、大衆がこのようであることを利用（悪用）する者である。

"アイヌ" の危ないのは、自分を「アイヌの代表」に見せ掛けることに感覚麻痺してしまうことである。

彼らをこのことでチェックする者は、いない。

彼らは野放図になる。

今日だと「アイヌ民族〇〇」僭称が、これの至った形になる。

"アイヌ" も周りも、この物理をよくよく吟味すべし。

2.1.1 「アイヌの代表」 僭称

「アイヌ代表」は、どのようにして成るのか。

まず、「アイヌ代表」は「騙^{かた}ったもん勝ち」でなるものである。

「アイヌ代表」は、現アイヌ系統者全ての選出・合意で成ったものではない。代表に推されて代表になったのではなく、代表を自任して代表になっているのである。

「アイヌ代表」は、僭称である。

僭称させているものは、前衛主義である。

「アイヌ代表」は、＜覚醒した"アイヌ"の勉強の集い＞が始まりである。組織の目的は、＜覚醒していない"アイヌ"を覚醒させる＞である。

「アイヌ代表」は、つぎの二つの都合が合わさることである：

- ・運動する"アイヌ"側の都合：渉外に「アイヌ代表」の名目が要る
- ・体制側の都合："アイヌ"対策を「アイヌの代表」を使って容易にする

そこで「アイヌ代表」は、体制側の主導でつくられることにもなる。実際、「アイヌ協会」はこれである。

「アイヌ代表」は、中抜きされて衰退するのが時代の趨勢である。

「時代の趨勢」の内容は、「コンプライアンス」である。

「アイヌ代表」は「役得」(→「腐敗」)がつきものなので、「コンプライアンス」と合わないのである。

2.1.2 「アイヌ協会」

「アイヌ代表」ということで立っているいちばん大きな"アイヌ"組織/団体は、アイヌ協会である。

ひとも、アイヌ協会を「アイヌを代表する組織」と思っている。

事実は、もちろんこうではない。

この場合の「アイヌ」は、アイヌ協会の「この指とまれ」にとまった者のことである。

このことは、アイヌ協会の起ち上がりのところから追跡してみると、よくわかる。

以下は、その起ち上がりの様子である：

高橋真 (1946-03-01), p.237

"アイヌ協会" 創立

ウタリーの先覚者向井山雄、森竹竹市、鹿戸才登の諸氏を中心に、**道庁の音頭取り**で『社団法人アイヌ協会』設立の準備が進められてみたが二月二十四日予定の如く静内町で道庁池田囑託外同族多数出席の下に創立総会が開催された。

同上 (1946-03-11), p.239

アイヌ協会の役員と予算

本紙第一号所載の如く二月二十四日静内町で「教育の高度化」及び福利厚生施設の協同化、共有財産の造成及其効果的運用、農事の改良、漁業の開発等を目標に「社団法人北海道アイヌ協会」が誕生したが三月三日これが許可申請書を小川佐助氏によって留岡道庁長官に提出された。

役員及予算左の通り。

理事長 向井山雄 (伊達)、

副理事長 吉田菊太郎 (十勝)、鹿戸才斗 (門別)、

常務理事 小川佐助 (浦河)、

理事 文字常太郎 (大岸)、森久吉 (登別)、去間弁次郎 (様似)、江賀寅三 (静内)、淵瀬惣太郎 (新冠)、貫塩喜蔵 (白糠)、川村兼登 (近文)、幌村運三 (三石)、清川正七 (平取)、知里高央 (登別)、門別喜門 (門別)、

監事 (常任) 森竹竹市 (白老)、辺泥和郎 (鷗川)、平村勝雄 (平取)、

参与 知里真志保 (登別)、大川原コピサントク (鷗川)、

顧問 齊藤忠雄、坂東秀太郎、渡利強

予算は会員二千余名より徴収の一万円と篤志寄附一万九千二百円計二万九千二百円とし、事業費、人件費、事務費、教育費、機関誌発行費等に使用される。以上

同上 (1946-09-01), pp.264,265

アイヌ協会代議員会白熱的討議で終了す

社団法人北海道アイヌ協会定期代議員会は八月十九日午後二時より北海道会議員室に於て向井理事長以下吉田、鹿戸両副理事長、小川常務、文字、森、去間、淵瀬、江賀、貫塩、川村、清川、知里、門別の各理事及び森竹常任、辺泥、平村の各幹事、道庁より渡利厚生課長能登事務官池田和美氏、特に在札進駐軍情報係将校等臨席の下に十九支部代議員、正副支部長等八十余名参集の下に開催された。先づ向井理事長の挨拶に次で小川常務の諸報告あり、各支部代議員より、予算、事業、各部の業務、協会の運営等に質問あり、本部側之に答弁、終つて各支部提出の六十余件の事項の白熱的審議に入ったが、時間が短い為本部側の具体的な応答が与へられず、支部側は満足出来ず夜となり、結局道農倶楽部(宿舎)に午後九時続会したが、これも時間の都合で充分ではなかった。然し十年振りのアイヌ大会だけに一同は非常に張切つてゐた。

同上 (1946-10-15), pp.266

十勝アイヌ協会 成立

九月二十三日、十勝商工奨励館で開催された十勝アイヌ協議会の席上十勝アイヌ協会が結成される事となり、近く之が創立総会が聞かれる。

目下内定中の役員其他は左の如くであるが、十勝アイヌ協会の目的は同族の団結と親睦を密に和人との融和を保つのにある。

会長吉田菊太郎、幹事中山孫一郎、中川道明、山川勝政、三浦房治、沢井初太郎、小野清吉、清川勝市、広野守、山田所、顧問古屋支庁長、飯島弁護士。

同上 (1946-10-15), pp.266,267

足踏するアイヌ協会

資金難で悩む役員達

同族よ真の団結せよ

全道一万七千人、三千五百戸の同族の福利向上を目指して社団法人

北海道アイヌ協会の結成されたのは雪深き二月二十四日であった。あれから八ヶ月、二十に近い支部が出来、協会に依つて同族は団結し、民主的自由に依り全同族の発奮が期待されてゐる秋、アイヌ協会が資金難の為に幾多の事業が足踏し、専任書記等も置けず、理事等は頭を悩ましてゐる。

アイヌ協会の大運動たる例の日高種馬、新冠御料牧場開放運動の為に小川佐助常務理事、文(孟)中太郎理事、森久士口理事等が上京して来た費用も結局三氏が自費といふ結果になつてゐる。

協会経済部員の一人たる大川原徳右工門氏は「僕が理事長であつたら百万円位の資金をわけなく造成して見せる」と云つてゐるが然し大川原氏の手腕でも実現は不可能であらうと目され疑問とされてをり、一理事は協会を結成の際小川常務が資金は幾等でも集まると大言したのに今になつてこんな実情ではどうもならん云々、小川氏は新円制になつたので資金の造成が困難になつたんだと称してゐるが、此の程度競馬協会から一万円を寄附して貰つた。

然し協会当面の資金としては直ちに十万円は必要で之が対策樹立に一苦勞の形である。

また全道一丸とするを目的としたアイヌ協会とは云へ實際は却々困難で今や「**アイヌ協会の御料牧場開放運動に全同族の名を利用し一部役員の特権稼ぎである**」と役員間にさへ悪評を買ふ等の誤解が生じたり、アイヌ協会を来るべき道会議員選挙の母体たらしめやうとしてゐる和人等、協会運営の害となるが如き理論屋のみが居たり實際真剣な役員は同情される程の活動を示してゐる。

未だ支部発足の見ない集团的コタン(部落)は全道に大分あり、然も役員のみがある部落に限つてアイヌ協会の非民主振りを非難し、下からの盛り上る声によつて役員を選ぶべきであつたと云ひ、**協会発足に際しての官僚的実情**を暴路して居り、一方有名無実のアイヌ民族平和聯盟(責任者川村三郎氏)へも非難の声が注がれてゐる。

解散か?改組かアイヌ協会は嵐の中に立ってゐるが、民主化しないなら全員脱会するといふ支部、協会の発展を期待する支部等もあり、全同族の真の団結要望の声は見逃せぬものがある。

同上 (1946-12-06), pp.269

十勝アイヌ協会創立総会

一千人十勝アイヌの文化的向上と和人との融和を目指して十勝アイヌ協会の創立総会は十月二十五日午後一時から帯広市商工奨励館に於て開催、同族百余名参集、来賓十勝支庁長、帯広市長(何れも代理)、社会党代議士森三樹二氏、飯島、笹原、河俣三弁護士。

定刻経過報告の後吉田菊太郎氏議長に選ばれ、会則の朗読、役員の

選衛で会長吉田菊太郎、副会長山川勝政（芽室）土田豊三郎（池田）の諸氏と決定、森代議士等来賓の激励演説に同族は多大の感銘を深めた。

総会終了後余興あり盛会であった。

尚顧問は吉田会長より、古屋十勝支庁長、森代議士、斉藤米太郎氏（教員）、大塚平覚氏（幕別町長）、笹原、飯島、河俣三弁護士が選任された。

引用文献

- ・高橋真 (1946) : 『アイヌ新聞』, 1946-03-11 ~ 12-06
- ・所収: 小川正人・山田伸一 (編) 『アイヌ民族 近代の記録』「アイヌ新聞」, 草風館, 1998. pp.234-276

2.1.3 イデオロギー

"アイヌ" は、数から言うと、ほんの僅かである。

しかし彼らは、「アイヌの代表」を装う。

実際、「代表」を装わねば、政治運動や利権の獲得・保持は成らない。

彼らは、自分たちを合理化してくれるイデオロギーにつく。

そのイデオロギーは、自分たちを<正義>にしてくれるイデオロギーである。

彼らは、<正義の戦士>を装う。

正義の戦いというものは、無い。

戦いは、欲しい物をとる戦いである。

この戦いに、「正義」の大義名分がつけられる。

<欲しい>が先ずあり、大義名分が後付けされる。

"アイヌ" とイデオロギーの関係も、これである。

「権力・利権を獲得したい」

「政治で戦^{いくさ}をするぞ」

「大義名分が要る——これをつくろう」

そして出来上がったのが、「アイヌ差別」「アイヌの貧窮」「アイヌ民族」「アイヌモシリ」「ジェノサイド」等がキーワードになった "アイヌ" イデオロギーというわけである。

<欲しい>→<戦さ>→<正義>, この順番を間違わないこと。

「<正義>→<戦さ>」ではない。

本多勝一 (1989)

pp.123-125

[1973 (昭和 48) 年に初めて行なわれたアイヌの] 実態調査のあと 1974 年度から道が政府のうしろだてを得て始めた第一次ウタリ対策七カ年計画は、どうしても重点が経済環境 (教育を含む生活改善) におかれていた。

1980 (昭和 55) 年には計画の成果確認をかねて再び実態調査が行なわれ、あくる 1981 (昭和 56) 年から第二次ウタリ対策七カ年計画が発足する。……

第二次ウタリ対策からは「文化」——即ち言葉や芸術などアイヌ文化の見直しと普及も柱のひとつに加えられた。

……

だが、この第二次対策が発足してまもないころから、野村自身も含めて協会幹部たちのなかから大きな疑問が生じ始める。……

[そこで] 10 人からなる特別委員会が設置される。……10 人のうちシサム（非アイヌ日本人）は一人だけ、それもアイヌに深い理解をもつ人物である山川力氏（元北海道新聞論説委員）に顧問として加わってもらった。

あとの九人はつぎのとおり。

野村義一・員沢正・小川隆吉・秋田春蔵・向井政次郎・
神谷与一・大野政義・伊端宏・沢井進。

この特別委員会が最も問題としたのは、日本政府に対する説得力であった。

現行の「旧土人保護法」は空文化した差別法としてむろん廃止すべきものだが、たんに廃止するのではなく、それと入れかえに、真にアイヌ民族のための法律を制定させなければならない。

そのためには、日本政府が認めざるをえないだけの強い説得力のある内容でなければならぬ。

「結局それは、私どもアイヌは先祖からずっとアイヌモシリ（北海道・千島など）に住んできたという事実にもとづく先住民としての権利保証の要求。これを第一の命題にしなければ説得力はないということになったんです。われわれのつい最近までの歴史的経緯をきちっと表現し、認めさせなければならないと。ですからこれはウタリ対策の単なる補強制度ではなくて、われわれの何百世代もの先祖からのアイヌモシリにおける権利保証の要求であり、全く次元の異なる基本的対策なのです」（野村の言葉）

この特別委員会で検討がすすめられている間に出てきたのが、いわゆる「北方領土」問題である。

「何百世代もの先祖」からの先住民としての権利となれば、千島についても北海道と全く同じことがいえるのではないか。

pp.130,131

この年 [1983 年] になると、さきに特別委員会をつくって検討をすすめてきた「アイヌ民族に関する法律（案）」（略称アイヌ新法）が最終的なまとめの段階にはいていた。

そして翌 1984 年 5 月、ウタリ協会総会で制定要求が決議されたアイヌ新法は、まずつぎのような「声明」が枕におかれる。

一、明治三十二年制定のアイヌ民族差別法である北海道旧土人

保護法の撤廃を要求する。

- 一、北海道旧土人保護法による多年にわたった民族の損失を回復するためにアイヌ民族に関する法律（別紙）を制定することを要求する。
- 一、アイヌ民族に関する法律の制定は北海道旧土人保護法撤廃と同時とする。

そして、アイヌ民族の存在を明示する「前文」につづき、「本法を制定する理由」の項で北海道侵略の経過がつぎのように説明された。

北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略とたたかいながらも民族としての自主性を固持してきた。

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれば密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方、和人移民が洪水のように流れこみ、すさまじい乱開発が始まり、アイヌ民族はまさに生存そのものを脅かされるにいたった。

アイヌは、給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては民族固有の言語もうばわれ、差別と偏見を基調にした「同化」政策によって民族の尊厳はふみにじられた。

戦後の農地改革はいわゆる旧土人給与地にもおよび、さらに農業近代化政策の波は零細貧農のアイヌを四散させ、コタンはつぎつぎと崩壊していった。

（中略）

アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥ずべき歴史的所産であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題をはらんでいる。このような事態を解決することは政府の責任であり、全国的な課題であるとの認識から、ここに屈辱的なアイヌ民族差別法である北海道旧土人保護法を廃止し、新たにアイヌ民族に関す

る法律を制定するものである。

p.133

ウタリ問題懇話会の活動は必ずしも「すみやか」とはいえなかったものの、オーストラリア・アメリカ合州国（アラスカを含む）・ニュージーランドの現地調査や、中国の少数民族制度研究なども含む多方面からの検討がつつけられ、三年余りのちの去年（1988年）3月に知事あて答申された。

p.134

去年 [1988年] の八月はじめ、ジュネーブ「国連における先住民の人権活動」会議が開かれ、ウタリ協会は関東ウタリ会の協力を得て、野村ら三人のアイヌを代表団に送った。

引用文中赤字にした「野村自身も含めて協会幹部たちのなかから大きな疑問」の内容は、つぎのものである：

「自分たちは、利権の輪の外に置かれてしまっている。

自分たちが利権の中心であるべきだ。」

引用文献

- ・本多勝一 (1989)：「アイヌ民族復権の戦い——野村義一氏の場合」
- ・所収：『先住民アイヌの現在』，朝日新聞社，1993. pp.101-136.

2.2 デマゴギー

2.2.0 要旨

2.2.1 怨念

2.2.2 <敵をやっつける>イデオロギー

2.2.3 デマゴギーの図式

2.2.0 要旨

"アイヌ" の政治運動は、<敵をやっつける>タイプの運動である。
 彼らは、敵をやっつけるために、敵を<悪>に仕立てる。
 そして、ひとに義憤を抱かせて、その者をやっつけるよう仕向ける。
 ここに用いることになるのが、デマゴギーである。

2.2.1 怨念

デマゴギーを使わせるものは、怨念である。

貝澤正 (1971). pp.125,126

私は自らの意見も言わず、例を述べるに過ぎないが**共感を得たもの**を列記した。もう一つ、十勝の**女子高校生**の稿をお借りして新しいアイヌの考えを知ってもらいたい。

『歴史を振り返ることによって**真の怒り**を持つことができる。

「差別されたから頭に来た、**あいつらをやっつけたい**」

それはそれだが、そんな小さな問題に目を向け右往左在しているだけでは駄目だ。

私たちがアイヌ問題を追って行く時突き当たる壁は同化ということだ。

明治以来の同化政策の波は、もはや止めることはできないだろう。

私は、何とか、アイヌの団結で**シャモを征服**したいものと思った。アイヌになる。

北海道をアイヌのものにできないものか。

だが、**アイヌの手に戻った**としても差別や偏見は残るだろう。

やはり、**根本をたたき直さねばならない**のです。

アイヌは無くなった方がよいという考え方、シャモになろうとする気持が、少しぐらいパカでもいいからシャモと結婚するべきだと考えている人が多いと思う。

私の身近でも、そういう人が随分いる。

私はこのような考え方には納得できない。

シャモに完全に屈服している一番**みにくいアイヌ**の姿だと思う。

これは不当な差別を受けても "仕方がないのだ" と弱い考え方しかできない人たちなんだと思う。

アイヌだから、差別されるから、シャモになった方が得なんだと言うなら、それは**悪どい、こすいアイヌ**だ。

なぜ差別を**打倒**しないのか。

なぜ、アイヌ系日本人になろうとするのか。

なぜアイヌを堂々と主張し、それに恥ることのない強い人間になれないのか。

どうしてアイヌのすばらしさを主張しようとししないのか？

私は完全なアイヌになりたい。

個人が自己を確立し、アイヌとして**真の怒り**を持った時、同化の
 良し悪しも片づけることが出来ると思う。
 強く生きて、差別をはね返す強い人間になることだ。』

イデオロギーは、怨念の合理化である。

イデオロギーのエネルギーとしての怨念、そしてそのイデオロギーが利用し
 ようとする怨念——これについては、いまさら論ずるまでもない。
 既存の論攷の中から良質なものを引けば足る：

ニーチェ『ツアラトウストラはこう言った』『毒ぐもタランテラ』より

見なさい、これが毒ぐもタランテラの穴だ！ その正体を見たいと
 望むのか？
 ここにくもの巣がかかっている。さわって、ふるわせてごらん。
 くもがいそいそと出て来た。よく出て来た、タランテラ！
 おまえの背中には、黒い三角のしるしがついている。おまえの魂の
 なかにあるものも、わたしには見当がついている。
 おまえの魂のなかにあるのは復讐の一念だ。
 おまえに嘔まれると、真黒なかさぶたができる。
 おまえの毒は復讐心を植えて、人びとの心を狂わせ、踊らせる。
 平等の説教者たちよ！
 わたしが諸君に話しているのは比喩だ。諸君も人びとの心を狂わせ、
 踊らせるではないか。諸君は毒ぐもタランテラだ。
 隠れた復讐心の持ち主だ！
 しかし、わたしは諸君の隠しているものを明るみに出してやろう。
 わたしが諸君に面とむかつて、わたしの高山の哄笑をあげせかける
 のもそのためだ。
 わたしが諸君のくもの網をこわすのもそのためだ。
 諸君を怒らせ、嘘でかためたその穴からおびきだし、諸君の口癖の
 「正義」の背後から、諸君の復讐心をおどりださせようとするわけだ。
 なぜなら、人間が復讐心から解放されること、これがわたしにとっ
 て、最高の希望への橋であり、長期の悪天候のあとの虹であるから。
 もちろんタランテラの願うところは、そうではない。
 「世界中に、われわれの復讐心で暗くなった悪天候がゆきわたること、
 これをわれわれは正義と呼ぶ」——かれらはたがいにこう語り
 あう。

「われわれに対して等しくないすべての者に、復讐と誹謗を加えよ
 う」——タランテラたちは心をあわせて、こう誓う。
 「そして『平等への意志』——これこそ将来、道徳の名にかわるべ
 きものだ。権力を持つ一切のものに反対して、われわれはわれわれ
 の叫びをあげよう！」

諸君、平等の説教者たちよ！

してみれば、権力にありつかない独裁者の狂気が、諸君のなかから、
 「平等」を求めて叫んでいるのだ。

諸君の、ふかく秘められた独裁者の情欲が、こうした道徳的なこと
 ばの仮面をかぶっているのだ！

傷つけられた自負、抑圧された嫉妬、おそらくは諸君の父祖の自負
 であり、嫉妬であったものが、諸君のなかから、復讐の炎となり、
 狂気となってほとぼり出てくるのだ。

父親が黙って押隠していたものが、息子になると、口をききだす。
 わたしはしばしば息子が、暴露された父親の秘密であるのを見た。

この説教者たちは、いかにも感激に駆られている者といったふうだ。
 しかしかれらを興奮させているのは、純真な感情ではなくて、——
 復讐の念なのだ。

またかれらが緻密で冷静になるなら、それは精神がそうさせるので
 はなく、かれらの嫉妬が緻密で冷静にさせるのである。

かれらの敵愾心は、またかれらをして思想家の道を歩ませもする。
 それが敵愾心だということは、——かれらがいつも行きすぎをやる
 ことでわかる。

あげくのはては、かれらは疲労のあまり雪の原で行き倒れになつた
 りする。

かれらがあげるすべての不平の声からは、復讐の念が聞こえる。
 かれらが呈するすべての讃辞には、ひとを傷つける意図がある。
 ひとを裁く者だということが、かれらには無上の幸福と思われる。

しかし、わが友人たちよ、わたしはあなたがたに、こう勧める。
 ひとを罰しようという衝動の強い人間たちには、なべて信頼を置く
 な！

かれらは悪質で、素姓の劣った人間たちなのだ。

かれらの顔からのぞいているのは、首斬り人と密偵だ。

自分の正義をしきりに力説する者すべてに、信頼を置くな！

まことに、かれらの魂に欠けているのは、円熟の蜜ばかりではない。

たとえ、かれらがみずから「善くて義しい者」と称していても、あなたがたは忘れてはならない。

かれらがパリサイ人となるために欠けているのは、ただ——権力だけであることを。

わが友人たちよ、わたしをほかの者と混同したり、取り違えたりしてくれな。

生についてのわたしの教えと同じものを説く者がいる。

それが同時に平等の説教者、すなわち毒ぐもでもあるのだ。

毒ぐもどもは、その穴のなかにひそんで、生に背いているにもかかわらず、しかも生を讃え強調する。

これはその相手に打撃を与えようという意図だ。

その相手とは、現に権力を掌握している者たちのことだ。

この権力者たちのあいだでは、いまもなお死の説教がはばをきかせているからである。

もしそうした事情がなければ、タランテラどもはまた別の教えを説いたであろう。

その昔、最もたくみに世界を誹謗し、異端者を火あぶりにした者たちも、ほかならぬこの毒ぐもの一族であった。

引用文献

- ・貝澤正 (1971) : 「近世アイヌ史の断面」
『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971. pp.113-126
- ・氷川英廣訳 : ニーチェ『ツアラトウストラはこう言った 上』(岩波文庫), 岩波書店, 1967.

2.2.2 <敵をやっつける>イデオロギー

"アイヌ" はこれまで、つぎのような運動をやってきた :

- ・差別 " の存在を訴える
- ・同化が強制されているとして、これを非難する
- ・アイヌモシリ " を題目にして「アイヌの土地を返せ」を唱える
- ・ことばや表現を狩る
- ・敵を摘発し、弾劾にかける

彼らの運動は、敵をやっつける運動である。

彼らの思考回路は、一般的に述べると、つぎのようになる :

1. 社会は、「抑圧者 対 被抑圧者」である。
2. 抑圧者が解放される事変——広い意味で「革命」——を期す。
3. 革命を実行する者は、被抑圧者と、これを指導する覚醒者および進歩的インテリである。
4. いま取り組むことは、革命の引き金をつくることである。
5. 革命の引き金の核心は、抑圧者に対する憤りである。
6. 抑圧者に対する憤りを醸成する方法は、抑圧者の悪らつの物語を聴かせることである。
この種の物語をたくさん揃え、ひとにたくさん聴かせることをしよう。

この<敵をやっつける>の構えは、きまって確信犯的デマゴギーを現すことになる :

革命は絶対善であるから、ひとを抑圧者に向けて憤らせることができるなら、物語は嘘でも構わない。
デマゴギーも、革命の立派な戦略である。
ひとを抑圧者に向けて憤らせることができるデマゴギーをたくさん揃え、ひとにたくさん聴かせることをしよう。

2.2.3 デマゴギーの図式

困ったことに、デマゴギーはつねに成功を見る。

ひとは、プロパガンダの内容の真偽を確かめようとは、しないからである。そこで、デマゴギーを用いる者は、ますます図に乗ってデマゴギーを用いるようになる。

さらに困ったことに、このデマゴギーにいちばん引っかかるのが、実はアイヌ学者である。

一般者はもともと「アイヌ」に無関心な者であるから、デマゴギー・プロパガンダは彼らのもとは届かない。

これをキャッチするのは、アイヌ学者である。

そして、他愛なくひっかかってしまう。

どうしてこうなるかという、ひとは、ロジックよりも、「正義」を採るのである。

デマゴギーは、義憤に訴える物語である。

ひとは、正義の味方でいたいから、義憤を表明する。

以下、デマゴギーの例を挙げる。

ひとは、これらの論述を真に受ける。

疑うということではなく、これを消化することを自分の課題にする。

疑わないのは、知識がないからである。

ひとは、自分の知らないことを言われると、真に受ける。

これは、ひとの習性である。

戸塚美波子 (1971)

……

人と人が 殺し合うこともなく

大自然に添って 自然のままに

生きていたアイヌ

この大地は まさしく

彼ら アイヌの物であった

侵略されるまでは――

ある日 突然

見知らぬ人間が

彼らの 目の前に現われた

人を疑わねアイヌは
彼ら和人を もてなし
道先案内人となった

しかし――

和人は 部落の若い女たちを
かたっぱしから連れ去ったうえ
凌辱したのだ――

そして 男たちを
漁場へと連れて行き
休むひまなく
働かせた

若い女たちは
恋人とも 引き離され
和人の子を身籠ると
腹を蹴られ流産させられた
そして 多くの女たちは
血にまみれて 息絶えた

男たちは
妻 子 恋人とも
速く離れ
重労働で疲れ果てた体を
病いに胃され
故郷に 送り返された
その道すがら
妻を 子を 恋人の名を
呼びつつ
死出の旅へと発った

……

真っ赤な
どろりとした血
かって 侵略されるまで
いや この大地が
アイヌの天地で あったとき
けっして流れたことのなかった
その血は

それ以後 絶えまなく
地中へと 吸い取られていった
……

(1) 「人と人が 殺し合うこともなく」

アイヌは、互いに争い血を流すということを、もちろんやっている。

(2) 「陵辱、腹を蹴って流産させる」

治は、法治である。

残酷行為がまかり通ったら統治は成り立たない。

(3) 「男たちは、重労働で疲れ果て、死出の旅へと発った」

運上屋がタコ部屋だったら、運上屋は成り立たない。

運上屋の仕事は一律・単純労働ではないので、強制労働のような手法は立たないのである。

貝沢正 (1972)

北海道の長い歴史のなかで、大自然との闘いを闘い抜いて生き続けてきたアイヌ。

北海道の大地を守り続けてきたのはアイヌだった。

もっとも無智蒙昧で非文明的な民族に支配されて三百年。

アイヌの悲劇はこのことによって起こされた。

アイヌの持っていたすべてのものは収奪され、アイヌは抹殺されてしまった

エカシ達が文字を知り、文明に近づこうとして学校を作ったが、この学校の教育はアイヌに卑屈感を植えつけ、日本人化を押しつけ、無知と貧困の烙印を押し、最底辺に追い込んでしまった。

世界の植民地支配の歴史をあまり知らないが、**原住民族に対して日本の支配者のとった支配は、おそらく世界植民史上類例のない悪虐非道**ではなかったかと思う。

アイヌは『旧土人保護法』という悪法の隠にかくされて、すべてのものを収奪されてしまったのだ。日本史も北海道史も支配者の都合で作られた歴史だ。

アイヌの内面から見た正しい歴史の探究こそ望ましい。

敗戦後の教育を受けた若い人々の声が出てきた。

"正しいアイヌの歴史を" と。またこのこととあい呼応して、アイ

ヌ民族の生活文化を保護、保存するための資料館を建てたい、と。
(中略)

アイヌの血がアイヌを呼び起こしたのだ。

アイヌの歴史を書き改める基盤ができた。

資料館を足場として、若いアイヌが闘いの方向を見極め、これからの正しい生きかたの指標としていくことを期待したい。

北海道新聞社会部 (1991), pp.142,143

89年11月17日夜、東京・霞が関。

道ウタリ協会が首都で初めて企画した「新法を考える集い」が開かれていた。……

野村義一理事長が参加者の質問に答える。

「新法ができると、どんな変化があるのですか」

「たとえば、フィンランドのサーミのように、**アイヌ語のニュースがテレビやラジオで流れる**。それを奇異に感じない社会になるということです。学問の分野でも、現在は研究するのがシャモ、されるのがアイヌ、われわれは材料です。将来はアイヌの研究者が自分の民族の研究をする」。

理事長はここまで一気に話した。

野村義一 (1992)

19世紀の後半に、「北海道開拓」と呼ばれる大規模開発事業により、アイヌ民族は、**一方的に土地を奪われ、強制的に日本国民とされました**。日本政府とロシア政府の国境画定により、私たちの伝統的な領土は分割され、多くの同胞が強制移住を経験しました。

また、日本政府は当初から**強力な同化政策を押しつけてきました**。こうした同化政策によって、アイヌ民族は、**アイヌ語の使用を禁止され、伝統文化を否定され、経済生活を破壊されて、抑圧と収奪の対象となり**、また、深刻な差別を経験してきました。川で魚を捕れば「密漁」とされ、山で木を切れば「盗伐」とされるなどして、私たちは先祖伝来の土地で民族として伝統的な生活を続けていくことができなくなったのです。

(4) 「アイヌの土地を奪った」

アイヌにとって土地は、<誰のものでもない>というものである。

北海道がアイヌの土地であったことはない。

ここに、明治新体制になって土地所有制度が入ってくる。

土地はどこも＜誰かのもの＞になり、アイヌは狩猟採集の生活を立てられなくなる。

アイヌに土地の配給がされるが、それが生活手段になるわけもなく、和人にもちかけられて売ってしまう。

雇われ仕事をしていた運上屋も、廃止されてもう無い。

こうして、アイヌは路頭に迷う^{てい}体^に一旦なる。

さて、この政策において政府は、邪悪な者であったか。

列強の外圧の中で、北海道を＜誰のものでもない＞土地にしておくという政策はあり得たか。

松前藩のアイヌ統治法のように、アイヌをそのままにしておくという政策はあり得たか。

ひとは、これを考えない。

(5) 「アイヌ語の使用を禁止」

これは、虚言である。

そもそも、アイヌ語は無くなるしかないものであった。

なぜか。

アイヌ語は、近代化された社会の中では使えない言語だからである。

考えてもみよ。

小中学校の教科書や新聞の記事をアイヌ語にできるか？

できない。

語彙が無いのである。

日本語は、先進文化に遅れないように進化を続けてきた。

漢語を取り入れ、カナ、ひらがなをつくった。

文明開化では、日本語に対応する語がない西欧のことばに出遭う。これをせつせと日本語にした。

言語は先進文化に遅れないように進化し続けなければ、使えなくなるのである。

アイヌ語は、＜狩猟採集生活に足る言語＞から先に進まなかった言語である。よって、和人と交わることで生業を立てることになったアイヌは、進んで日本語を使う者になるわけである。

アイヌ語を奪った者などいない。

アイヌ語を使わなくなった者がいるばかりである。

(6) 「同化を強制」

同化は、強制で成るものではない。

同化は、生活基盤を壊された者がこれに自ずと向かう、というものである。

学校は、来るように仕向けなくともアイヌの方から来ることになる。

勉強しないとこれからは生活できないと思うからである。

政治が義務教育仕立てにするのは、落伍者をつくらないことを考えるからである。

政治は、アイヌが自活できると見れば、アイヌに対して何もしない。

自活できないと見るから、アイヌ施策を打つのである。

ちなみに "アイヌ" が「強制」のことばを好んで使うのは、アイヌがその時々
の政権にとってつねに大きな存在だった——時には対抗勢力として立ち
はだかっていた——とでも思いたいたためである。

"アイヌ" を論考するときは、この心情を思い遣ることが肝要である。

(7) 「アイヌの血がアイヌを呼び起こした」

「アイヌの血」については、これのナンセンスであることを既に述べた。

→ 1.3.2 「アイヌの血」

引用文献

- ・戸塚美波子 (1971) : 「詩 血となみだの大地」
旭川人権擁護委員連合会 『コタンの痕跡——アイヌ人権史の一断面』, 1971, pp.95-107.
- ・貝沢正 (1972) : 「アイヌ文化資料館」開館挨拶 (『近代民衆の記録』5、
月報)
・所収: 新谷行 『増補 アイヌ民族抵抗史』, 三一書房, 1977,
pp.275,276.
- ・北海道新聞社会部 (1991) : 北海道新聞社会部編 『銀のしずく——ア
イヌ民族はいま』, 1991.
- ・野村義一 (1992) : 1992年12月10日国連総会「世界の先住民の国
際年」記念演説

2.3.1 『アイヌ民族誌』 / 更科源蔵

Wikipedia「チカップ美恵子」

1969年に出版された『アイヌ民族誌』（第一法規出版）で、少女時代に映画撮影でとられたアイヌ民族衣装のいでたちの顔つき写真が無断で使われ、見出しに『滅び行く民族』という語句がつけられた。このことを知ったチカップ美恵子は、そのページの著者の更科源蔵らに抗議する。

満足する謝罪は得られず、1985年に札幌地方裁判所に提訴、『アイヌ民族肖像権裁判』として知られるようになる。

その年に、更科源蔵は死去するが、**出版社と監修者を相手に**、裁判を継続する。

1988年に、チカップ美恵子への謝罪、その他の条件で和解となる。

ここで、「その他の条件」とあるのは、賠償金および公開謝罪を指す。
(現代企画室編集部編『アイヌ肖像権裁判・全記録』現代企画室, 1988.)

出版社は、もともとと事なかれ主義である。言論の自由を重く感じることを出版社に期待するのは、無理である。

監修者は、「とばっちりを受けた」の思いを強くする者であり、「謝罪・和解」も形式的なものになるから、これでさっさと済ませようと思う者になる。やはり、言論の自由を重く感じることを期待するのは、無理である。

この事件の教訓は、民族派"アイヌ"から言論の自由を守る羽目になった者は、その戦いの途中で死んではならないということである。

2.3 言論攻撃

2.3.1 『アイヌ民族誌』 / 更科源蔵

2.3.2 『アイヌ史資料集』 / 河野本道

2.3.3 平凡社百科事典「アイヌ」 / 知里真志保

2.3.4 結城庄司・太田竜・新谷行の宣言

2.3.2 『アイヌ史資料集』 / 河野本道

「アイヌ民族」を否定する河野本道は、その当時の情勢では、民族派"アイヌ"からの攻撃を招かすには済まない。

その攻撃は、彼が編集した『アイヌ史資料集 第1巻「一般概況編」』（北海道出版企画センター,1980）に対する「アイヌ差別」弾劾という形でやってきた：

ピリカ全国実

1. 「放送大学抗議」(2001-05-29)
(http://www.geocities.jp/pirika_kanto/sabetsutosho/010529.html)
2. 「最高裁署名」(2006-09-01)
(http://www.geocities.jp/pirika_kanto/saikousai.htm)
3. 「河野差別図書弾劾上告棄却判決・弾劾声明」(2007-05-21)
(http://www.geocities.jp/pirika_kanto/2007521.htm)

以下に、各々から本文の部分を引用する。

1. 「放送大学に対する抗議と申し入れの呼びかけ」, 2001-05-29

人類学者・河野本道氏が、放送大学（丹保憲仁学長 麻生誠副学長）の授業『世界の民族』において、「アイヌ - その再認識」の講義をしていることに対し、私たちはその中止を要求しています。

すでにご存じのように河野本道氏は1980年、『アイヌ史資料集 第3巻 医療・衛生編』（全6巻）を北海道出版企画センターから復刊しています。それはアイヌ民族差別と人権侵害の図書です。

特に、戦前の北海道庁警察部が作成した「余市郡余市町旧土人衛生状態調査復命書」（1916年）と関場不二彦著「アイヌ医事談」（1896年）には、あわせて500人以上のアイヌ民族の実名、地名、年齢、性別、職業、病名、治療経過が一覧表にされているうえ、「病名」には「遺伝性梅毒」などとレッテルが貼られ、「梅毒」がアイヌ民族の「固有の病気」であるかのように書かれています。まさにアイヌ民族管理のために行なわれた差別調査結果がこの「資料集」だといえます。

その復刻にあたって河野氏は、調査そのものに対する何の批判もなく、また、民族の人権に対する配慮も行なわないまま刊行したのです。

アイヌ民族がこの河野氏の民族差別と人権蹂躪を弾劾して話し合いを求めて10年になりますが、現在まで一切「話し合い」に応じず、逆に1997年、河野氏は北海道立北方民族博物館での自分の講演に中止を申し入れたことに対してアイヌ民族（山本一昭、北川しま子さん）のみを講演妨害とでっちあげ、損害賠償請求裁判を提訴したのです。

この問題はすでに衆議院法務委員会でも追及され（1990年）、札幌弁護士会人権擁護委員会は「人権侵害」の勧告を行なう（1992年）など、社会的批判にさらされてきました。

河野氏は

「『資料集』は）学術的価値は高く、編集復刻・出版は出版の自由、学問の自由によって保障される憲法上の権利である」（河野氏の訴状）

と居直り、さらに

「そもそも『アイヌ』を民族的集団として位置づけることには問題があり、『アイヌ』または『アイヌ民族』としての人格権や名誉があるなどという主張は、単に偏した主観にもとづくものとしか考えられない。なお、今日におけるアイヌ系日本国民を短絡的に「アイヌ」と自称、他称することは問題である」（アイヌ民族側提訴に対する河野氏の陳述書 /1999年12月9日）

と言いきり、アイヌ民族の存在そのものを否定しています。

放送大学の「世界の民族」の第三講「アイヌ - その再認識」（1998年開講）において、河野氏は自分の民族差別理論を放映し続けています。さらにひどいことにこの授業の「教材」において

「…その後『アイヌ』は次第に国家の枠組みの中に組み込まれていったが、＜和人化＞＜和風化＞に対する強い抵抗は稀にしか示しておらず、最近に至るまでむしろそれを積極的に求める傾向のほうが強かった」「また、戦時下で一般にアイヌ系の者も、大日本帝国の海外侵略を積極的に担い、日本国民意識を持つに至った」

などとアイヌ民族は”和人に同化して当然”とするような考え方に立ち、繰り返し侮辱しています。

彼の展開する「『アイヌ』の歴史」は、天皇制日本国家によるアイヌモシリ侵略支配と同化・抹殺政策に対する一片の反省・批判もないばかりか、アイヌ民族解放運動への憎悪さえ感じさせるものと言わざるを得ません。

私たちはこのような河野氏の差別講義を即刻中止するよう大学に申

し入れ、4月17日に放送大学との話し合いをもちました。

しかし、放送大学は

「学問の自由が憲法で保証されている」

「河野本道の立場だけでやっているのではない」

「教育番組であるからいろんな人の立場を番組で紹介する、見る人に判断させる」

などと言い逃れようとしてきました。出席した麻生誠副学長も原尻英樹「世界の民族」主任講師（4月1日から静岡大学教授）も「アイヌ史資料集」とは関係ない、知らないなどと言いながら、

「ある特定の立場に立てば、河野さんは学問的業績がアイヌ研究であるから」

河野氏を講師に選んだという始末です。

私たちは引き続き河野本道氏の講義継続を許さず、放送大学ならびに原尻講師の責任を追及し、河野氏の放送番組の中止とビデオならびに印刷教材からの削除、アイヌ民族に対する謝罪を要求し闘いぬきます。

すでに河野氏の授業は98年から現在まで7回にわたって放映されていますが、後期（10月開始）にも放映されようとしています。「世界の民族」を受講している人は約600人と大学は述べていますが、それ以上の人々がテレビで見ることができます。

みなさんからも放送大学に対して、早急に講義と中止の要請を行なうことを呼びかけます。多方面の方々、団体からの講義が大学に集中するようにこの運動を広げてください。ご理解とご支援をよろしくお願いします。

また、抗議文等の写しをピリカ全国実まで送ってください。交互に連絡をとりあっていきましょう。

なお、河野本道氏とアイヌ民族の裁判に関するニュース「アイヌネノ アン チャランケ」と、『アイヌ史資料集』に対する批判の文献「アイヌネノ アン チャランケ-人間らしい話し合いを」は、このウェブサイトでも販売しています。

また、放送大学の教材「世界の民族」（原尻英樹著 放送大学教育振興会刊）は、大手書店で入手することができます。

私たちアイヌ民族原告団は、人類学者と自称する河野本道が編集・出版した差別図書『アイヌ史資料集』医療・衛生編）を弾劾し、回収と謝罪を求めて闘ってきました。一九九七年二月二六日に札幌地方裁判所に提訴して以来、はやくも九年の歳月が経過しようとしています。

河野本道が編集し、一九八〇年に北海道出版企画センターが発行した『アイヌ史資料集』（第3巻医療・衛生編）には五〇〇余名にもものぼるアイヌ民族の実名、出身地、病名、健康状態、家族構成などが記されているばかりか、アイヌ民族は「衛生観念に劣る」、「梅毒」はアイヌ民族に「特有の」「特徴的な」病気などとデッチあげています。

しかも、河野本道はこの裁判において、アイヌ民族に対して「アイヌ系の者」、「アイヌ系日本国民」などと述べ**アイヌ民族の存在を否定**し、「すでに日本国家人に同化し**民族として成立したことはない**」と繰り返し主張し、アイヌ民族を侮辱しつづけてきました。この『資料集』についても「歴史的画期的貴重な資料」とウソぶいてきました。

しかし、札幌地裁はアイヌ民族にたいする人権侵害を明らかにする学者などの証人を採用せず、民族差別に貫かれているこの『資料集』について裁判所としての独自の判断も行わず、**直接の被害者ではない**^(註)という理由で、私たちアイヌ民族の訴えを棄却するという不当な判決を下してきました。二〇〇二年六月。札幌高等裁判所伊藤紘基裁判長は「今日明治二九年ないし大正五年当時と同様な差別が行われていると認識する者がいると考え難い」、「現在のアイヌ民族にたいする差別表現であるとか、現在も存するアイヌ民族に対する差別を助長するものであるとまでは認めることはできない」、「**資料集はアイヌ研究にとって貴重な資料**」として私たちアイヌ民族の主張を一刀両断に切り捨てました。再び裁判所は、アイヌ民族の人権を切り捨てたのです。

私たちアイヌ民族原告団は、この差別・不当判決を絶対に許すことはできません。今日なお拡大再生産されているアイヌ民族に対する差別と偏見、権利の剥奪と蹂躪、民族としての存在を否定する同化政策と闘い続けていくためにもこの裁判に勝利しなくてはならないと思っています。

最高裁判所への共同署名に是非ご協力ください。

2. 「アイヌ民族の人権と名誉の回復のために最高裁判所への申し入れにご協力ください」, 2006-09-01

註：ここでの「**直接の被害者ではない**」には、「**自分たちを勝手にアイヌ系統者の代表にしている**」の含蓄がある。

3. 「河野差別図書弾劾上告棄却判決・弾劾声明」, 2007-05-21

(1) さる4月12日、最高裁第一小法廷(裁判長涌井紀夫)は上告を棄却し、札幌地裁、札幌高裁の差別不当判決を追認しアイヌ民族の人権と名誉、尊厳を踏みにじった。最高裁判所を開かず、事実審理も行わず、アイヌ民族の意見に耳を傾けようとしなかった。私たちは日本の司法のこの現状に怒りをもって弾劾する。被告・河野本道が謝罪し、差別図書=『アイヌ史資料集』(医療・衛生編)を回収するまで追撃戦にとりくむことを改めて確認するとともに、全国の仲間の皆さんに支援と連帯をよびかける。

(2) 私たちアイヌ民族原告団は、人類学者と自称する河野本道が編集・出版した差別図書を弾劾し、回収と謝罪を求めて闘ってきた。1997年12月26日に札幌地方裁判所に提訴して以来はや9年の歳月が経過した。

その間、私たち原告団は集会や学習会に出席したり、また裁判所に差別図書抗議の民衆の声を届けるために署名をよびかけてきた。**故・萱野茂さんをはじめウタリ協会平取支部、同 札幌支部、旭川アイヌ協議会などに所属する100名をこえるアイヌ民族**(註)、部落解放同盟大阪府連浅香支部、同 泉佐野支部、長野県連御代田町協議会の皆さん、反戦・反基地を闘う沖縄の皆さん、そして北海道から九州の労働者、市民の署名が寄せられ、地裁・高裁・最高裁にその都度提出してきたが裁判所は無視し続けた。

「アイヌ民族の人権の回復を」との思いをこめた自筆の「上申書」も全国の仲間から寄せられ、最高裁に提出したがそれも一考だにされていない。原告の川村や関東の仲間を中心に3度にわたって最高裁と面談し、「アイヌ民族の主張を直接聞くように」と要請したが実現しなかった。歴史的にみて最高裁の裁判官はアイヌ民族の声を直接聞いたことはこれまで一回もないのだ!札幌地裁、札幌高裁、最高裁をつらぬいて司法権力はアイヌ民族を無視し、抑圧し、差別しつづけてきたのである。

(3) 私たちは**河野本道にたいする追撃戦を継続する**。9年余の闘いはアイヌ民族の人権の確立をめざす運動として全国に確実に広がり、この活動はアイヌモシリ侵略、略奪、支配を弾劾する取り組みと一体であることが鮮明になってきた。「**アイヌは民族として存在しない**」などと主張してきた河野本道たち人類学者をさらに追い詰

め、その影響力を断ち、学会などから一掃されるまで闘おう。

(4) 22名の弁護団の皆さんの努力にも感謝します。裁判への傍聴、署名活動、ハガキによる抗議、集会、デモ、さらには裁判闘争へのカンパなどに協力してくださった全国の仲間の皆さんに心から感謝と連帯を表明します。「裁判には負けたかたちとなっているが、運動では勝ってきた」と述べていた山本一昭原告団長の意見を踏まえ、引き続き闘い続けましょう。

註：即ち、「100名をこえるアイヌ民族」が、原告グループを自分たちの代表として許容する「アイヌ民族」の、実数である。

河野本道/『アイヌ史資料集』は、更科源蔵/『アイヌ民族誌』の轍を踏まなかった。

しかし、「**アイヌは民族として存在しない**」などと主張してきた河野本道たち人類学者をさらに追い詰め、**その影響力を断ち、学会などから一掃**」は、この通りに事態が進んでいくこととなったのである。

→『**アイヌ学者の終焉**』

2.3.3 平凡社百科事典「アイヌ」 / 知里真志保

民族主義 "アイヌ" は、「アイヌは過去のもの」をいっている言論に対し、これを潰す運動を展開する。

民族主義 "アイヌ" のこの言論潰しは、知里真志保のものにも及ぶ。

知里真志保は、『平凡社 世界大百科事典』(1955年初版)の「アイヌ」の項目で、「アイヌはすでに滅びた」を書いていた。

知里真志保 (1955), p.34

【総説】

東アジアの古種族の一つ。

アイヌとはく人)の意で、なまてくアイノ)ともいわれた。

古くは日本の内地にも住み、日本歴史の上ではくえぞ)くえみし)(蝦夷、夷、狄)とも呼ばれた。

樺太(サハリン)のアイヌ語に雅語でく人)を意味するくエンチウ)という語があり、くえぞ)くえみし)はそれから出たといわれる。アイヌはもと千島(クリル列島)、樺太、北海道に住み、それぞれ、千島アイヌ、樺太アイヌ、北海道アイヌと呼ばれた。

このうち、千島アイヌ(97人)は、1884年(明治17)に根室の小島シコタン(色丹)に移されて、色丹アイヌとも呼ばれたが、年々減少して数人を残すのみになり、今は日本人の中に姿を没してしまった。

樺太アイヌは、南樺太の東西両海岸各所に集落をつくって、主として漁民の生活を送っていたが、これも第2次世界大戦後はほとんど北海道に移住してしまった。

今は樺太アイヌも北海道アイヌも等しく北海道に住んでいるわけである。

人口は、北海道アイヌ約1万5000、樺太アイヌ約1300といわれているが、正確な数は不明である。

今これらの人々は一口にアイヌの名で呼ばれているが、その大部分は日本人との混血によって本来の人種的特質を希薄にし、さらに明治以来の同化政策の効果もあって、急速に同化の一途をたどり、**今やその固有の文化を失って、物心ともに一般の日本人と少しも変わる**ところがない生活を営むまでにいたっている。

したがって、民族としてのアイヌはすでに滅びたといってよく、**厳密にいうならば、彼らは、もはやアイヌではなく、せいぜいアイヌ系日本人とでも称すべきものである。**

民族主義 "アイヌ" は、平凡社に抗議し、記述の変更を迫る。

平凡社は、2007年改訂新版で、この抗議に応える。

平凡社は、自社HPの「平凡社 改訂新版 世界大百科事典 平凡の友」で、これの趣旨を佐藤優に語らせている：

佐藤優 (2008)

また、アイヌに関する記述が全面的に改訂されている。

先住民族の地位が国際的に強化されていることを踏まえ、知里真志保氏の

「民族としてのアイヌはすでに滅びたといってよく、**厳密にいうならば、彼らは、もはやアイヌではなく、せいぜいアイヌ系日本人とでも称すべきものである**

という記述を抜本的に改めている。

児島恭子氏執筆のアイヌに関する冒頭は次のようになっている。

〈日本の先住民族。アイヌとは、アイヌ語で神に対する人間・男を意味し、男性への敬称にもなる言葉である。一六世紀末に来日したポルトガル人宣教師の記録をはじめ、その後の日本人による文献にも、自らをアイノと呼び、居住地をアイノモシヨリ(アイヌモシリ)といていたことが書かれているが、民族名称となったといえるのは近代以降のことである。〉

日本政府は未だにアイヌを先住民族と認めていないが、『改訂新版 世界大百科事典』に、現下の学術の進捗と、先住民族に関する国際社会の標準的認識が記されたことによって、この記述が常識として定着していくことになる。日本政府が正しい方向に政策を変更するために重要な役割を果たすと思う。

また、斎藤文夫(平凡社取締役・平凡社事典制作センター社長)のつぎの言がある：

斎藤文雄 (2009), pp.1,2

「アイヌ問題」の記述に関して、問題も起こりました。

2004年にクレームを受けたのです。

差別を助長するような記述をほっておくのか、というような趣旨でした。

1984年版のアイヌに関する記述は、ご自身アイヌ出身で、大学の先生をしていた知里先生に記述していただいた部分なので、決して

差別意識があったわけではないのですが、2007年に国連で「先住民の権利宣言」が採択されたのを受け、今年、国会でもアイヌ民族を先住民と認める決議が衆参両院で採択されました。

このように、アイヌ民族に対する社会の位置づけや、評価が転換し、そのままでは、偏見や差別を助長するような事態になったというわけです。

この時代の価値観の変化にどのように対処すべきかということが、早急に迫られた、というわけです。

主旨は、「時勢に従った」である。

更科源蔵の『アイヌ民族誌』(第一法規出版)、河野本道の『アイヌ史資料集』(北海道出版企画センター)もそうであったように、民族主義"アイヌ"は出版元や雇用主に攻撃をかける。

企業は、勢いに従うのみだからである。——企業は、商いである。

引用文献

- ・知里真志保 (1955) : 平凡社『世界大百科事典』第二版、「アイヌ」の項 (第一巻)
- ・佐藤優 (2008) : 『改訂新版 世界大百科事典』について、『月刊百科』No.543, 2008
- ・平凡社 HP 「平凡社 改訂新版 世界大百科事典 平凡の友」
http://www.heibonotomo.jp/goods+index.id+2.htm.
- ・斎藤文雄 (2009) : 「世界大百科事典を改訂するまで」, 東京都図書館協会報, No.89, 2009. pp.1-5

2.3.4 結城庄司・太田竜・新谷行の宣言

結城庄司 (1972)

天皇軍は、原住民アイヌを、北辺に封じ込め、戦いが完全に勝利したかのように、歴史を歪曲しているが、そのごまかしは一九七二年に、原住民精神をつらぬく人々によって粉碎された。

「原住民精神」、それはアイヌ共和国創造への胎動である。

現在もなお、天皇軍の手先共(日本帝国主義機構の総て)は、アイヌが誇りとする、原始自然を破壊・略奪し、一九七三年に向けて日本列島改造部隊は、日本最後の原始境・アイヌの聖地(大雪山)をも、解体青写真を製作してしまった。

アイヌ共和国独立の戦いは、歴史に敢然と輝やく、アテルイとコシャマイン、シャクシャインの戦法(ゲリラ作戦)によって、開始されなければならない。

天皇軍は、常に平和的甘言をもちいて、日本原住民の首をはね、原始共産制への民族の流れを、断ち切ろうとした。この策略は失敗に終り、再度、日本帝国主義者共、天皇支配にたいし、アイヌ共和国独立の戦い、最前線連帯軍は結集されつつあることを、人民に宣言する。

我々共和国同胞は、腐りきった天皇軍農耕文明を、徹底破壊し、その戦いを世界革命の原点としなければならない。

日本帝国主義者の総てを、自然を喰い荒す「怨獣」と考え、怨獣のたれ流す糞尿は、「公害」といってよいだろう。

糞尿を喰わされるのは、常に「人民」であり新鮮な「自然」を喰うのは、常に怪獣(日本帝国主義者)である。

天皇が支配して来た、農耕文明はいつわりの神を祭り、仏教をとりいれ、日本原住民を、大和化し皇民化することに専念して来た。現在も、アイヌを同化政策により、自らの罪悪の責任を回避しようとして失敗した。

アイヌは、「自然—神秘—人間」を、自然主義とし、自然の神秘を神々とし、原始共産世界を自由の天地と考え、日本原住民の狩猟文化を護りぬいたのであり、北辺に強く生きていくし、これが日本原住民の原点である。

日本原住民の原点を、アイヌ共和国独立の同志は、常に忘れてはいなかった。それは、生命への連帯であり、人間が自然(大地)に

戻る原則なのだ。独立の魂は、永遠に燃え続けるのである。

日本帝国主義者は、現代文明の中に喘ぐ人民を救おうとしない。それどころか、人民の共有する自然をも、取りあげて、人間の精神の衰弱を図り、世界支配の野望に燃え、兵隊化しようと企んでいるのである。

アイヌ共和国独立の同志は、人間の原点に戻り、世界支配（帝国主義）を、完全に粉碎しなければならない。

一九七三年は、世界に同志を求めながら、画期的な革命戦争への日本原住民戦法により、日本歴史は、ぬりかえられて行く時となるであろう。

アイヌ解放同盟 結城庄司

太田竜 (1972a), p.67

私は、北海道大学の教職員、学生、もと学生に対して要求する。同大学北方文化研究所の一切の活動を停止させよ、と。

高倉新一郎をボスとするこの研究所こそ、日本国におけるアイヌ研究の総本山であり、和人権力によるアイヌ絶滅作戦の総括と教訓を引き出してきたのである。

高倉新一郎。この男から、すべての財産を没収せよ。

太田竜 (1972b), p.96

大学の権威あるアイヌ学者たちは、八月二十五日の糾弾行動のあと、若干の恐怖を感じている。

彼らは、第二線に退却した。

太田竜 (1972c), pp.223-225

北方民族研究所が、平取町二風谷アイヌ文化資料館完成への祝辞として、「全道アイヌ同胞へのメッセージ」を発した。その一部を引用する。

全道アイヌ同胞へのメッセージ

アイヌ文化資料館の完成、開館に当って、アイヌ部族独立の機運促進を目的として一九七二年五月に設立された北方民族研究所から、お祝いのあいさつを、会道のアイヌ同胞に送ります。

しかし「お祝い」ばかりですましているわけにもゆかないのです。なぜなら、私たちは、多年に渡ってアイヌ部族を精神文

化の領域で絞め殺して来た和人のアイヌ専門学界という巨大な敵との闘争を、いま始めたばかりなのですから。

私たちは、次の十三人の指導的な和人アイヌ専門家を、アイヌ部族に敵対した A 級侵害犯罪人として指名します。

- 1、故河野常吉
- 2、故河野広道
- 3、河野本道
- 4、故金田一京助
- 5、高倉新一郎
- 6、更科源蔵
- 7、藤本英夫
- 8、故久保寺逸彦
- 9、故児玉作左衛門
- 10、名取武光
- 11、奥山亮
- 12、犬飼哲夫
- 13、林善茂

金田一京助が生涯の仕事としてやったユーカラの研究とは一体何でしょう。

アイヌ部族のユーカラ伝誦の活動を「安楽死」させ、そして死体の解剖報告書を、征服者たる日本帝国にささげること、それです。

……………

一九四五年八月十五日、日本帝国は敗れました。そしてそのとき、全道のアイヌは解放の喜びに充ちあふれ、アイヌ部族独立ののろしが挙げられたのです。

この志を、私たちは受けとめようと決意しました。……………

一九七二年六月二二日

「学者たち」に警告しておく。

詩人新谷行と私によって起草されたこの北方民族研究所宣言は、必ず、着実に実行に移される、ということ。

引用文献

・結城庄司 (1972) : 「アイヌ独立の魂は、呪いの戦い、怨念と化し、自

然を背景に燃え続けて来た」

- ・太田竜 (1973) に「全文引用」として収載
- ・太田竜 (1972a) : 「アイヌ革命論」
 - ・収載 : 太田竜『アイヌ革命論』, アイヌ共和国情報部 (新泉社), 1973, pp.43-86
- ・同上 (1972b) : 「クナシリ蜂起の志を継ぐ」
 - ・収載 : 同上, pp.87-103
- ・同上 (1972c) : 「アイヌ共和国独立・夢と展望」
 - ・収載 : 同上, pp.208-225
- ・同上 (1973) : 「御用アイヌへの挑戦から始めよ」
 - ・収載 : 同上, pp.166-188

2.4 賠償要求

2.4.1 「アイヌモシリ」立論

2.4.2 自滅

2.4.1 「アイヌモシリ」立論

萱野茂 (1980), pp.193-195

アイヌはアイヌ・モシリ、すなわち〈日本人〉が勝手に名づけた北海道を〈日本国〉へ売ったおぼえも、貸したおぼえもございません。しかし今となって、北海道に住んでいる〈日本人〉を〈日本本土〉へ帰れと言っても、そう簡単に帰れるものでないことは承知しています。そんな実現不可能なことをわたしは言いません。わたしは、今このアイヌ・モシリに住んでいるわたしたちも〈日本人〉も一緒になって、このアイヌ・モシリの自然を守りたい。今まで何かと差別されてきた先住者のわたしたちアイヌの生活の向上のために、思い切った政策を実行して欲しい。

家を不自由している人には家を建てて入れること。
 向学心に燃えても家庭の経済的事情で進学できない人には国費を出してやること。
 数の少ないアイヌだけでは国会議員、道会議員を選出することができないので、それを選出できる法律や条例をつくること。
 アイヌ語を復活させ、アイヌ文化の大切さを教えるため、希望する地域にはアイヌ語教育をする幼稚園、小・中学校、高校、大学を設置する。
 そして、これらに必要な経費は国や道が出す。
 元々の地主に今まで払わなかった年貢を払うつもりで出すこと
 ……

少数民族の問題について、国はもちろん道も市町村もあまりにも理解がないと言いたいです。
 お隣の中国では、少数民族の朝鮮族の住んでいる地域ですとパスの停留所の標識などは共通語の中国語と並べて朝鮮語でも書いてあります。中国国内で五十四種族の少数民族の自治区はすべてそのように併記されているのです。(実際、私は、延辺の朝鮮族のところへ行って見てきています。)
 昭和53年の夏、アラスカのボインパロー市へ市長からの招待で行ってきましたが、同市のエスキモーの自治区では、共通語は英語でしたが、小学校ではエスキモー語を教えていました。
 細かいことは言いませんが、現在、世界的に少数民族問題が真剣に考え直され、その民族が持っている文化や言語を絶やさない努力がされています。そういう世界の趨勢に日本も遅れないように本気で取り組んで欲しいのです。

アイヌは好き好んで文化や言語を失ったわけではありません。明治以来の近代日本が同化政策という美名のもとで、まず国土を奪い、文化を破壊し、言語を剥奪してしまったのです。この地球上で何万年、何千年か、かかって生まれたアイヌの文化、言語をわずか百年でほぼ根絶やしにしてしまったのです」

旭川アイヌ協議会 (2009)

2009年6月25日
 内閣総理大臣 麻生 太郎 様
 内閣官房長官 河村 建夫 様
 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会
 座 長 佐藤 幸治 様

旭川アイヌ協議会
 アイヌ・ラマツト実行委員会

……

- (1) 日本政府及び天皇は、アイヌモシリ植民地支配・同化政策の歴史的な責任を認め謝罪を行うこと。
- (2) 日本政府は、先住民族アイヌの生得の権利、とりわけ土地、領域、資源を奪ってきた賠償として5兆円を支払うこと。また、アイヌ民族に対する強制移住、強制連行、さらに虐待・虐殺などの人権侵害についてアイヌ民族の関与する被害の調査の上、その歴史的責任に対して賠償を行うこと。
- (3) アイヌ民族に対して、アイヌモシリの国有地・公有地と天然資源を返還し、漁業権・狩猟権・伐採権などの権利回復を行うこと。いわゆる「北方領土」に関してアイヌ民族の自決権を認め、その他のものも含め原状回復の困難な土地・天然資源の利用に関しては国の責任で代償措置をとること。
- (4) 国会と地方議会にアイヌ民族の特別(民族)議席を設けること。
- (5) 日本政府は、アイヌ民族が自主的に運営を決定し、幼児期から高等教育までアイヌ語を中心にアイヌ文化・歴史等を学べる教育機関を設置してその財政的保障を行うこと。日本の公教育機関で、アイヌ民族の言語を学べ、アイヌ民族の立場からその歴史と文化への正しい理解を醸成する系統的な教育カリキュラム・制度を保障すること。
- (6) 全国のアイヌ民族の実態調査を行い、アイヌ民族の先住権・自決権に基づく施策を保障するアイヌ民族法を制定すること

(7) 日本政府は、アイヌ民族の墓地を荒らした遺骨収集の経緯を調査するとともに、その返還を速やかに行うこと。当該(返還)地域に納骨堂を国の責任で建設すること。

引用文献

- ・ 萱野茂 (1980) : 萱野茂『アイヌの碑』(朝日文庫), 朝日新聞社, 1980.
- ・ 旭川アイヌ協議会 (2009) : 内閣府宛要求, 2009
http://asahikawaramat.blogspot.jp/p/blog-page_09.html

2.4.2 自滅

萱野茂 (1980), p.193

アイヌはアイヌ・モシリ、すなわち〈日本人〉が勝手に名づけた北海道を〈日本国〉へ売ったおぼえも、貸したおぼえもございません。

「アイヌ共有財産裁判」というのもあったが、「アイヌモシリ」を唱える類は、「アイヌ」にはヤブヘビになる。

「賠償」を要求する自分の資格が何なのか、わからなくなるからである：

1 : 「売ったおぼえも、貸したおぼえもない」を言えば、「<売ったおぼえも、貸したおぼえもない>の主語は何か？」と返されることになる。

「<アイヌ>が主語だ」とは、言えない。

アイヌにとって土地は、誰のものでもないもの——誰かのものであってはならないもの——だからである。

実際、狩猟採集の移動生活は、土地が誰かのものであってはならないことが条件である。

アイヌの謂う「アイヌモシリ」に、「土地所有」の含意は無い。

「アイヌモシリ」を「アイヌの所有地」の意味にする者は、商品経済の「土地所有」の考えに感化されている者である。

2 : 賠償を受け取るのが「アイヌ」だという理屈が立たない。

「賠償」とは、先祖の不遇の賠償を末裔が受け取るというものではない。

実際、「先祖の不遇の賠償」を言い出したら、賠償を主張できる者がいくらでもいる。

翻って、「アイヌ」には、「先祖の不遇の賠償を末裔が受けられる」の考えの浸透が、確かに見て取れる。

先祖Aに対し自分を「Aの遺族」と呼ぶなどは、これである。

——「末裔」のことばに「賠償」のことばは付かないが、「遺族」にはつく(例：「遺族補償」「遺族年金」)。

言わずもがなだが、「末裔」は「遺族」ではない。

「Aの遺族」とは、Aが死んだときその周りに残っている(この「残っている」には「生きている」が含意される)家族・親族のことである。

ついでに言えば、「アイヌ遺骨」の言い方も間違っている。

遺骨は、遺族の存在があって——少なくとも、遺族の存在が想定される限りで——遺骨である。

遺族が存在しなくなった者の骨は、遺骨ではない。

"アイヌ" が「末裔」を「遺族」に言い換えようとする理由が、ここにもある。

3: "アイヌ" が要求できる賠償は、あくまでも自分の損害の賠償である。

その要求は、つぎの形になるのみである：

「自分たちはアイヌ民族である。しかしアイヌ民族の生活——狩猟採集の移動生活——をできなくされている。損害賠償せよ。」

もちろん, "アイヌ" はこの形の訴えはしない。

"アイヌ" にとってアイヌは《これをパフォーマンスする》というものであって, "アイヌ" においてもアイヌは《これを生きる》というものではないからである。

なお, "アイヌ" のアイヌパフォーマンスには, つぎの2通りがある：

- a. 営業
- b. アイデンティティの置き所

引用文献

- ・萱野茂 (1980) : 萱野茂 『アイヌの碑』 (朝日文庫), 朝日新聞社, 1980.

2.5 利権

2.5.0 要旨

2.5.0 要旨

「アイヌ予算」は、潜在的アイヌ系統者を「アイヌ」と定め、相応の額を計上する。

「アイヌ代表」が交付金の一括受け口になる構造では、配分が一部の者との恣意的配分になる。

「アイヌ代表」にとってこの恣意的配分が「役得」になる。

「役得」があればそれで己を利するのは、ひとの自然である。

「アイヌ代表」は、このようになる。

「アイヌ利権」は、「アイヌ代表」システムを都合よいものとする。

少数の "アイヌ" を取り込めばよいからである。

翻って、利権 "アイヌ" は「アイヌ利権」の首謀者であるわけではない。

むしろ、「アイヌ予算」パラサイトを利用される存在である。

→ 『3 "アイヌ" の終焉』「アイヌ利権」

2.6 民族主義

2.6.0 要旨

2.6.1 民族主義を国が認定

2.6.2 アイヌ民族主義の誘導元：文化人類学者

2.6.0 要旨

目下 (2019-11-20 現在), 金額の最も大きな「アイヌ利権」事業は, 白老の「民族共生象徴空間」である。

さて, 「民族共生」って？

「民族共生」の意味は, つぎのものである：

「各人が共生の意識をしっかりと持ち, 共生に努めなければ,
容易に民族紛争になる」

実際, 「民族」は, 「民族紛争」の「民族」である。

これは, 政治概念である。

ひとは「民族」を「人種」のようにイメージするが, 「民族」に対応するホモ・サピエンス種の下位カテゴリーは存在しない。

アイヌ民族主義の問題は, 正義を装って虚偽を語り悪者を創作することである。

そしてだれもが, アイヌ民族主義に及び腰になり, 彼らが虚偽を語り悪者を創作することにお付き合いするようになってしまうことである。

かつて "アイヌ" に触れることはタブーという時があった。

係わると面倒なことになったからである。

しかしこれは, "アイヌ" のイデオロギーをフリーパスさせることになった。

いまの状況は, 民族主義をフリーパスさせるというものである。

民族主義のフリーパスは, コンプライアンスの風潮とも関係している。

コンプライアンスは, 民族主義を正義にする方へと作用したのである。

2.6.1 民族主義を国が認定

"アイヌ" は国連で, <国連による日本監視>要請をパフォーマンスをした：

アイヌ協会 (1992)

日本のような同化主義の強い産業社会に暮らす先住民族として、アイヌ民族は、さまざまな民族根絶政策（エスノサイド）に対して、国連が先住民族の権利を保障する国際基準を早急に設定するよう要請いたします。

また、先住民族の権利を考慮する伝統が弱いアジア地域の先住民族として、アイヌ民族は、国連が先住民族の権利状況を監視する国際機関を一日も早く確立し、その運営のために各国が積極的な財政措置を講じるよう要請いたします。

政治は本来, 民族主義イデオロギーをフリーパスさせるものではないのだが, 所詮人間のすることである。

族議員・利権議員で有力な者が誘導すれば, 民族主義を立法するということになってしまう。

また政府は, つぎのように政治判断したことになる：

1. "アイヌ" は, 日本がアイヌエスノサイドの国であることを国連で訴えた。「アイヌ法」の形で共生の体を示していかなば, 日本は世界からエスノサイドの国であると思われてしまう。
2. "アイヌ" 政策は, 「アイヌ事業」を以て "アイヌ" を利権に取り込んでしまうのが上策である。そして「アイヌ事業」の根拠法として「アイヌ法」が要る。
3. 「アイヌ事業」は, 国の観光振興施策に適合する。

引用文献

- ・アイヌ協会 (1992) : 理事長野村義一「国連総会記念演説」, 1992-12-10

2.6.2 アイヌ民族主義の誘導元：文化人類学者

"アイヌ" のイデオロギーは、これを誘導するイデオロギー勢力がつねにいた。

いまアイヌ民族主義を誘導しているイデオロギー勢力は、「文化人類学者」である。

日本文化人類学会 (2009)

本年7月、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会による報告書が内閣官房長官に提出されました。この報告書について、日本文化人類学会理事会の議を経て、以下の見解を表明します。

1：日本におけるアイヌ政策の推進に向けて、特定の立場に偏ることなく、公平かつ客観的な形でこのような報告書が出されたことを、世界の民族と文化を研究する者として、**私たちは高く評価する。**

2：アイヌ民族について、1989年に日本民族学会（2004年に日本文化人類学会に学会名改称）が「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」を表明し、1996年には当時の内閣官房長官宛に日本民族学会の理事会の名において「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」を表明した。また、2008年には、「政府はアイヌの人々を独自性を有する先住民族として認めること」などを求める国会決議に向けて、日本文化人類学会会長名でアイヌ民族の権利確立を考える議員の会宛に「日本文化人類学会がこれら二つの文書で表明した立場をそのまま引き継ぎ、堅持していること」を表明した。**今回の報告書の中で強調されているアイヌの人々が先住民族であるとの基本的認識の中に、私たちがこれまで表明してきた見解が十分に生かされていると考える。**

3：アイヌ政策の展開に当たっての基本的理念として、(ア) アイヌのアイデンティティの尊重、(イ) 多様な文化と民族の共生の尊重、(ウ) 国が主体となった政策の全国的実施、の3つの柱が立てられているが、世界各地の先住民族についての知見を蓄積してきた私たちは、これらの理念が世界の様々な先住民族政策の理念と比較してもきわめて妥当なものであり、積極的に支持すべきものであると考える。また、これらの理念に沿った形で一刻も早く具体的な政策が推進されることを私たちは希望する。

4：具体的な政策の中で、私たちの活動と最も強い結び付きを持つ

「教育」と「研究」が取り上げられている。国民の理解の促進のため「教育」活動に関しては、報告書において提言されているように、**初等・中等教育においてアイヌの人々も含めた先住民族に関する理解の促進を図るべきである。**私たちは、世界各地の先住民族の過去と現在について研究を進めて来た「文化人類学」を公民免許状取得上履修を要する専門科目に追加することを要望してきた。また、先住民族に関する知見が凝集された「民族誌」を地理歴史免許状取得上履修を要する専門科目に追加することを要望してきた。教育の場でアイヌの歴史や文化についての正しい理解を身につけさせるためには、まず第一に、このような方策等によって、**教育を担当する教員自身がアイヌの人々が先住民族であるという基本的認識の持つ意味を十分に理解する必要があると考える。**「研究」に関しては、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進・充実を図るために、**アイヌ研究者養成のために積極的な策を講じることが必要である。そうした研究者には必ずアイヌの人々が含まれなくてはならない。**特に、アイヌ文化の展示を行うと同時に、研究者養成機関としての性格もあわせ持つ教育研究拠点を設置し、この拠点を中心に、アイヌ研究に取り組む既存の研究機関を取り込んだ形で研究ネットワークを構築して、研究体制の拡充・強化を図ることが緊急の課題である。また、研究を推進する上では、報告書において提言されているように、アイヌの人々との協働が必要不可欠であると考えます。

5：この報告書で取り上げられたさまざまな問題について、私たちも今後もさらに検討を加え、議論を深めていきたいと考える。

「アイヌ事業」の予算がつく "アイヌ" イベントには、いつも「文化人類学者」がいる。

引用文献

- ・日本文化人類学会 (2009)：「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」, 2009
<http://www.jasca.org/news/past/ainu2.html>

『2 アイヌであるとは』

『3 "アイヌ" の終焉』

へ続く



註：本論考は、つぎのサイトで継続される（この進行に応じて本書を適宜更新する）：

<http://m-ac.jp/ainu/descendent/>

宮下英明（みやした ひであき）

1949年、北海道生まれ。東京教育大学理学部数学科卒業。筑波大学博士課程数学研究科単位取得満期退学。理学修士。金沢大学教育学部助教授を経て北海道教育大学教育学部教授（数学教育専門）、2015年退職。

アイヌと "アイヌ"

1 デマゴギー

2019-11-29 アップロード（サーバー：m-ac.jp）

著者・サーバ運営者 宮下英明

サーバ m-ac.jp

<http://m-ac.jp/>
m@m-ac.jp
